

6. 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり、共通的・基盤的な施策の推進
 (1) 県自らの事務・事業に係る活動に伴う環境負荷低減のための取組実績 (24年度)

○エネルギーの削減

・二酸化炭素排出量

単位：t-CO₂

区 分	二酸化炭素 排出量	基準年度 (平成22年度) 二酸化炭素 排出量	基準年度か らの増減
電 気	228,731	245,021	-6.6%
庁舎等燃料使用量	35,800	43,491	-17.7%
都市ガス	22,829		
LPガス	2,220		
灯油	5,085		
A重油	5,623		
B・C重油	0		
ガソリン	30		
軽油	13		
公用車燃料使用量	2,898	2,797	+3.6%
ガソリン	2,056		
軽油	766		
LPガス	48		
天然ガス	28		
船舶燃料使用量	2,930	2,842	+3.1%
A重油	2,703		
軽油	224		
ガソリン	3		
合計	270,359	294,150	-8.1%

注：端数処理（四捨五入）の関係で、「合計」が一致しない場合がある。

・温室効果ガス総排出量

単位：t-CO₂

区 分	二酸化炭素	メタン	一酸化 二窒素	ハイドロ フルオロ カーボン	温室効果 ガス 総排出量	基準年度 (平成 22 年度) 温室効果 ガス 総排出量	基準年度から の増減
電 気	228,731	-	-	-	228,731	245,021	-6.6%
庁舎等燃料使用量	35,800	-	-	-	35,800	43,491	-17.7%
公用車燃料使用量	2,898	2	72	-	2,972	2,870	+3.6%
船舶燃料使用量	2,930	6	25	-	2,962	2,872	+3.1%
自動車エアコン使用	-	-	-	20	20	16	+25.0%
麻酔剤(笑気ガス)	-	-	464	-	464	447	+3.8%
家畜の飼育、糞尿 処理等	-	1,422	505	-	1,927	2,011	-4.2%
水田	-	143	-	-	143	139	+2.9%
農作物の栽培に使用 された肥料	-	-	376	-	376	100	+276.0%
下水処理・下水汚泥 の焼却	-	6,469	70,031	-	76,500	78,610	-2.7%
合計	270,359	8,041	71,473	20	349,894	375,576	-6.8%

注：端数処理（四捨五入）の関係で、「合計」及び「温室効果ガス総排出量」が一致しない場合がある。

※メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンについては、二酸化炭素排出量に換算した値である。

○省資源の推進

区分	実績	基準年度 (平成 22 年度) 実績	基準年度からの 増減
水道使用量(千m ³)	1,791	1,957	-8.5%
用紙使用量(千枚)	318,504	733,490	-56.6%
廃棄物(t)	6,820	7,437	-8.3%
環境配慮物品の調達率(%)	85.8	90.3	-4.5%

※環境配慮物品の調達率については、各品目の調達率の平均値である。

(2) 環境月間

ア. 主な環境月間関連行事実施結果一覧（25年度）

行事名	内 容	場 所	期 日
千葉県環境月間作品入賞者表彰式	環境保全に関するポスター・作文・標語の募集を行い、優秀作品を表彰します。	千葉県庁	6月28日
千葉県環境功労者知事感謝状授与	環境保全、環境美化などの活動で功績があった方、団体に感謝状を授与します。	千葉県庁	6月28日

イ. 25年度千葉県環境功労者知事感謝状被表彰者

環境美化又は環境保全活動に関し顕著な功績のあった者に対して、知事の感謝状を贈呈する。

(ア) 個人

被表彰候補者名	功績分野	功 績 概 要
1 岡本 眞一	環境保全	平成11年4月に千葉県環境影響評価委員会の委員に就任して以来、委員として数多くの環境影響評価案件の審査に携わり、21年4月からは同委員会副委員長として、23年4月からは同委員会委員長として、本県の環境保全行政に貢献した。
2 加藤 良樹	環境保全	平成11年4月から現在に至るまで、千葉県自然保護指導員として、週に数回ずつ水郷筑波国定公園内を巡視し、自然保護や環境美化の推進活動を行い環境保全に貢献した。
3 片岡 大一	環境保全	平成11年4月から現在に至るまで、千葉県自然保護指導員として、県立九十九里自然公園の自然環境の保全、車両乗入れ規制の啓発、野生動植物の保護活動を行う等、自然環境の保全に尽力し、自然保護行政に貢献した。
4 鶴谷 照実	環境保全	平成11年4月から現在に至るまで、千葉県自然保護指導員として生業である農業の傍ら、南房総市和田地区で、毎月巡回を行う等千葉県の自然環境保全行政に貢献した。
5 榛澤 芳雄	環境保全	千葉県環境審議会、環境総合施策部会（4回）のほか、各専門委員会（8回）の委員長として市の環境保全行政に貢献した。
6 大西 優子	地球温暖化防止	平成9年8月地球温暖化防止に取り組む環境パートナーシップちば・ふなばしの代表に就任する傍ら、船橋市環境審議会（2期4年）、市地球温暖化対策推進計画・市地球温暖化対策実行計画の策定委員、市ごみゼロ検討委員、市北部清掃工場焼却方式選定委員等を歴任した。
7 辻川 毅	環境保全	国及び千葉県の行政面で環境省の酸性雨検討委員、千葉県揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組促進条例検討懇談会委員、また、経産省の公害防止主任管理者、環境省の環境カウンセラー、千葉県地球温暖化防止活動推進員及び民間環境保全活動団体の主宰者、委員として地域環境行政、地域環境力の高揚に貢献した。

(イ) 団体

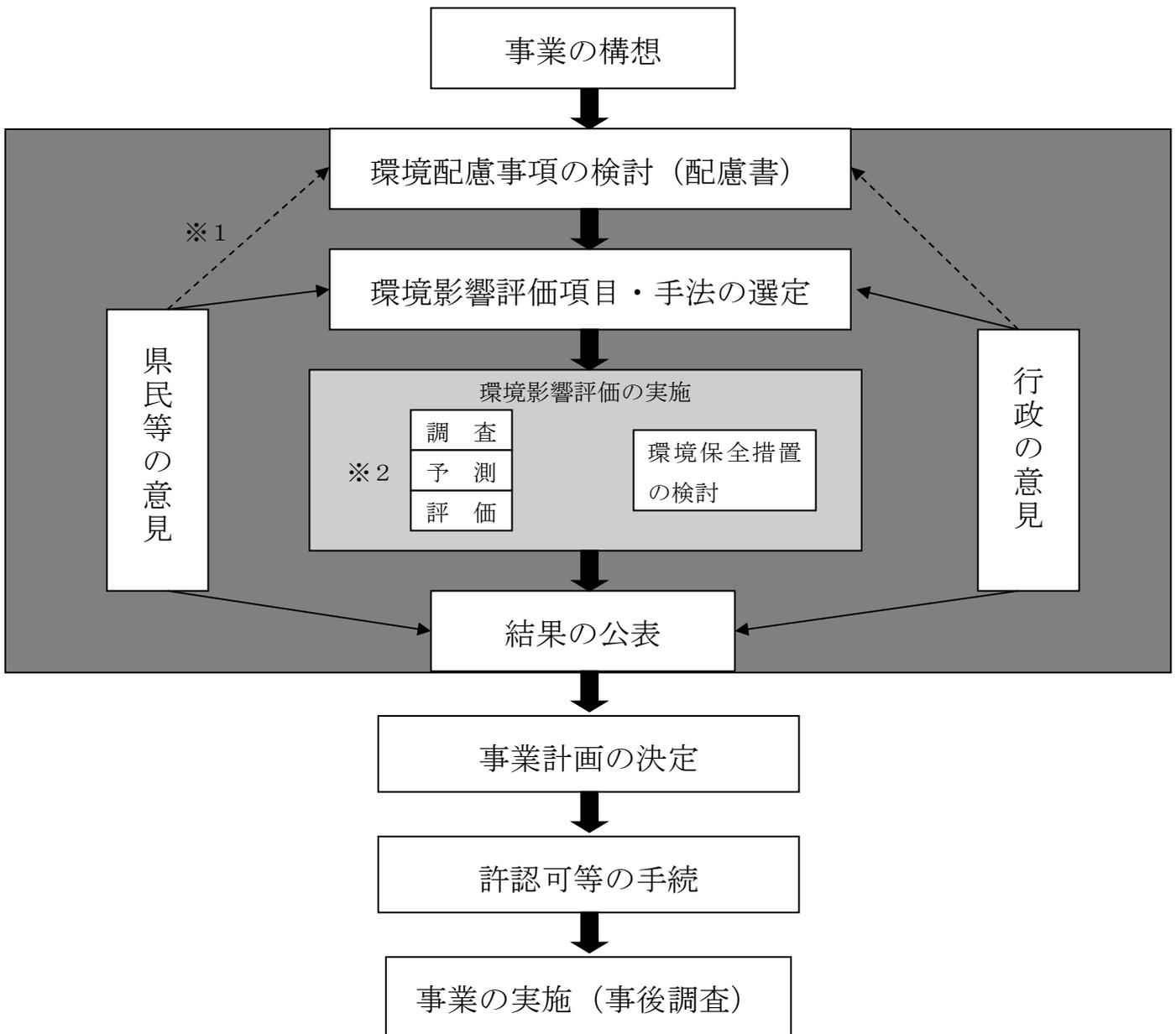
被表彰候補者名	功績分野	功 績 概 要
1 柏530の会	環境美化	市内全域のごみが捨てられている道路沿い等を対象にボランティアとして清掃活動を開始し、月2回の定例清掃を10年以上継続しており、その参加者は延べ3,800人、ごみ回収量は延べ160トンの実績があり、地域の環境美化に多大な貢献をしている。

(3) 環境影響評価

ア 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類/規模

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の基本事業
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路等	4車線以上	—	—
自動車専用道路	—	—	4車線以上
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線以上・7.5km～10km
県道・市町村道・農道	—	—	4車線以上・10km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	幅員6.5m以上・10km～20km
自然公園等の区域内	—	—	2車線以上
2 河川工事			
ダム	貯水面積 100ha 以上	貯水面積 75ha～100ha	貯水面積 75ha～100ha
堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha～100ha	湛水面積 75ha～100ha
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha～100ha	改変面積 75ha～100ha
放水路	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha～100ha	改変面積 75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
モノレール	—	—	長さ 5km 以上
軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更			
	滑走路長 2,500m 以上	滑走路長 1,875m～2,500m	滑走路長 1,875m～2,500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所	出力 3万 kW 以上	出力 2.25万～3万 kW	出力 2.25万～3万 kW
火力発電所	出力 15万 kW 以上	出力 11.25万～15万 kW	出力 11.25万～15万 kW
地熱発電所	出力 1万 kW 以上	出力 0.75万～1万 kW	—
原子力発電所	すべて	—	—
風力発電所	出力 1万 kW 以上	出力 0.75万～1万 kW	—
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更			
	埋立面積 30ha 以上	埋立面積 25ha～30ha	埋立面積 4ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓			
	面積 50ha 超	面積 40ha～50ha	面積 40ha～50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha 以上 (都市計画事業)	面積 75ha～100ha (都市計画事業)	面積 50ha 以上 面積 75ha 以上
9 新住宅市街地開発事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha 以上 (独)都市再生機構他の事業)	面積 75ha～100ha (独)都市再生機構他の事業)	面積 50ha 以上 面積 75ha 以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など	—	—	面積 75ha 以上
ゴルフ場 (新設)	—	—	18ホール以上
ゴルフ場 (増設)	—	—	9ホール以上
15 工場の新設又は増設			
	—	—	排水量 1万m ³ /日以上 又は燃料使用量 20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設			
	—	—	敷地面積 15ha 以上 又は計画処理人口 20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設			
	—	—	処理能力 250kl/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設	—	—	処理能力 100t/日以上
熔融施設	—	—	処理能力 100t/日以上
19 砂利等採取事業			
	—	—	採取場面積 30ha 以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内	—	—	埋立面積 10ha 以上
自然公園等の区域外	—	—	埋立面積 40ha 以上

イ 環境影響評価制度に定める基本的な手続



※1 地方公共団体及び県民等は、事業者が求めた場合に意見を提出することができます。

※2 調査・予測・評価について

- **調査**は、事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすることです。
- **予測**は、調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
- **評価**は、調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることです。

(4) 環境に関する調査研究

ア 環境研究センター

(ア) 大気騒音振動研究室

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
大気汚染の解析及び輸送拡散に関する調査研究	1. 大気環境水準調査 (気象要素測定)	房総半島丘陵地域の大気汚染機構を解明するため、これら地域の気象要素および大気汚染物質等を継続して測定し、解析に使用した。	55年度 ～継続中	
	2. 大気化学に関する調査研究	従来から継続している市原市岩崎西での大気中の揮発性有機化合物の連続測定の調査対象物質を増やして56物質とした。植物起源の炭化水素類の挙動について解析中である。	25年度 ～27年度	
ガス状大気汚染物質に関する調査研究	1. 化学物質大気環境調査	毎月の試料採取(1地点のみ。6地点は委託)及び分析を実施した。	9年度 ～継続中	大気保全課と共同調査
	2. 常時監視用自動計測システムの精度管理についての研究	光学的粒子計数器を用いてSPM計やPM2.5計の性能試験を行った。	15年度 ～継続中	大気保全課
	3. 光化学オキシダント自動計測器の校正に関する事業	関東地方+山梨県の自治体が所有するオゾン計について校正の補助をした。兵庫県で行われた運営会議に参加した。	22年度 ～継続中	環境省、国立環境研究所、大気保全課、地方自治体
	4. 化学物質環境実態調査	大気では1物質の採取・分析を行った。また、1物質及びPOPs関連物質について採取のみ実施した。	2年度 ～継続中	環境省、大気保全課
粒子状物質に関する調査研究	1. 微小粒子状物質(PM2.5)対策検討調査	PM2.5の成分分析結果を基に発生源寄与の推定について方法論の検討を行った。また、従来から行っている沿道でのナノ粒子調査についても野田宮崎自排局および野田一般局において、夏季と冬季に約2週間ずつ実施した。	24年度 ～28年度	
	2. 大気中の微小粒子状物質に関する調査研究	夏季の2週間を調査期間とし、そのうちの1週間を特にコア期間と定めてPM2.5試料の採取、成分分析、解析を重点的に行った。また、共同調査の幹事県として、調査の指揮・取りまとめを行った。	24年度 ～26年度	関東地方環境対策推進連絡会
	3. PM2.5の短期的/長期的環境基準超過をもたらす汚染機構の解明	2つの研究グループに参加した。高濃度汚染時観測グループでは測定機材準備をおこない、26年2月から、高度時に高時間分解能での試料採取を始めた。化学輸送モデルグループでは、シミュレーションソフトであるCMAQ等のインストール、動作確認を実施した。	25年度 ～27年度	国立環境研究所・地方環境研究所・大学等
	4. PM2.5モニタリング試行事業	毎月の保守およびデータの精査と報告を実施した。	22年度 ～26年度	環境省
	5. 浮遊粒子状物質・降下ばいじん調査	浮遊粒子状物質については3地点での調査を実施した。降下ばいじんについては1地点について成分分析を実施した。	60年度 ～継続中	大気保全課
	6. 特定粉じん(アスベスト)に係る調査研究	2事業場において蛍光顕微鏡を用いたアスベスト調査を実施した。	18年度 ～継続中	大気保全課
	7. 微小粒子状物質成分分析調査	25年度は、2地点について4季×14日間の試料の成分分析を行った。	24年度 ～26年度	

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
	酸性雨調査	大気保全課が設置した4地点に加えて、センターで設置した4地点の分析を終了し、取りまとめた。	49年度 ～継続中	大気保全課
	千葉県における湿性・乾性降下物に関する調査研究	各地点のサンプリング及び分析を実施するとともに、現時点におけるとりまとめを行い全国環境研究会誌に論文を投稿した。	25年度 ～29年度	
固定発生源に関する調査研究	大気汚染防止法に基づく立入検査	25年度は3事業場についてはばい煙の立入検査を行い、VOC立入は5事業場であった。	43年度 ～継続中	大気保全課と共同調査
自動車排気ガスに関する調査研究	二酸化窒素に係る環境基準未達成の要因調査	大気保全課が夏季及び秋季に船橋日の出及び松戸上本郷自排局で実施した調査に協力し、得られたデータを解析して報告書としてまとめた。	23年度 ～26年度	大気保全課
	環境放射能水準調査	25年度は、文部科学省から原子力規制庁へ移管となったが、業務内容に変更はなく、ほぼ予定どおりに調査を完了した。	2年度 ～継続中	原子力規制庁委託調査
	環境放射能に関する調査研究－除染効果及び手法の検討	対象となった県有施設の除染は平成24年度に完了した。その際に、得られた空間線量率等のデータから除染効果を検証するために解析を行った。得られた成果については関係機関への報告のみならず、学術論文(計6報)や学会(計4回)で発表した。研究成果としては、ほぼ完結した。	25年度	
騒音振動に関する調査研究	1. 航空機騒音に係る研究	25年9月に全体会議を開催し、航空機騒音データ収集項目等の検討を行った。	25年度 ～27年度	全国環境研協議会 騒音小委員会(新潟県等13機関)
	2. 騒音・振動測定技術の効果的教育法開発	24年度に実施した予備調査結果に基づき、必要な変更を行い、講習を実施した。また、講習会終了後のアンケート調査結果等に基づき、平成26年度の講習計画(案)を作成した。	25年度 ～26年度	大気保全課
	3. 音色の目安作成調査	25年9月に全体会議を開催し、測定対象項目等の検討を行った。また、実測するための試行測定を行った。	25年度 ～27年度	全国環境研協議会 騒音小委員会(山梨県等7機関)

(イ) 廃棄物・化学物質研究室

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
環境放射能に関する調査研究	最終処分場管理手法の検討	数種類の焼却灰等を攪拌溶出し得られたろ液から放射性セシウムの溶出率を求めた。	25年度 ～26年度	
廃棄物の適正処理技術に関する調査研究	1. 産業廃棄物処理実態解析調査	産業廃棄物排出・処理管理システムを作成し、23年度実績値によりシステム値と県公表値(推計値)を比較したところ、前年度調査より捕捉率が1割上がり整合性が向上したことがわかった。	23年度 ～27年度	資源循環推進課、廃棄物指導課
	2. 検査手法と回復技術に関する研究	産業廃棄物管理型最終処分場2施設を対象に電磁探査を行い、3年間の結果をマニュアル形式で総合報告書としてとりまとめた。	23年度 ～25年度	国立環境研究所、福岡大学、京都大学、埼玉県環境科学国際センター等

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
廃棄物の適正処理技術に関する調査研究	3. 廃棄物処分場や不法投棄現場の調査、依頼分析に関する技術支援	廃棄物指導課が委託した分析結果の精度管理、および市町村委託の分析結果に対する質問への対応及び結果の確認を行った。最終処分場における放射線量測定調査に同行し放流水の採水等を行った。また、地下水質等に異常がみられる処分場・不法投棄現場における調査方法について指導助言した(君津市、山武市、野田市、木更津市ほか)。	継続	資源循環推進課、廃棄物指導課
	4. 不法投棄等不適正処理箇所調査の検討	佐倉市、銚子市、旭市、木更津市、市原市の8か所の調査に同行した。	23年度～継続	廃棄物指導課、資源循環推進課
化学物質の発生源に関する調査研究	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場・事業場の立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排出基準の定められているダイオキシン類について、25年11月に県内3施設の事業場に立入検査を行い、排ガス中のダイオキシン濃度を測定した。	11年度～継続中	大気保全課
化学物質による環境汚染の実態及び汚染機構に関する調査研究	1. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気環境調査	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境基準の定められているダイオキシン類について、大気環境中の濃度を県内12地点で夏季と冬季に調査した(県分析は6地点)。	11年度～継続中	大気保全課
	2. 公共用水域等におけるダイオキシン類汚染調査	「市原港におけるダイオキシン類汚染調査」を水質保全課と共同で年4回行った。	11年度～継続中	水質保全課
	3. 国内における化審法関連物質の排出源及び動態の解明	国立環境研究所のⅡ型共同研究に参加して、臭素系難燃剤のHBCDについて分析手法を検討した。また、県内の河川水および河川底質における有機フッ素化合物およびHBCDの実態調査を実施した。	25年度～27年度	国立環境研究所・地方環境研究所・大学等
化学物質に関する情報整備と運用に関する研究	化学物質に関する情報整備と運用に関する研究	大気環境ダイオキシン類の濃度データについて市町村データも含め環境省形式のデータ集積を行った。	11年度～継続中	大気保全課
化学物質の分析方法の開発と環境調査	1. 化学物質の分析法開発と環境実態調査	化学物質環境実態調査の初期環境調査、詳細環境調査(養老川)を実施し、初期環境調査対象物質の3-(4-メチルベンジリデン)-1,7,7-トリメチルビスシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オンについて、高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計(LC/MS/MS)による分析を行った。	17年度～継続中	環境省委託調査
	2. 生物応答を用いた排水管理手法(WET)に関する研究等	水生生物(ミジンコ)の飼育水、エサの検討をし、飼育条件を確立した。また、国立環境研究所の研修に参加するとともに、Ⅰ型共同研究に参加した。	25年度～28年度	国立環境研究所、東京大学
	3. 微細藻類が生産する有毒物質ミクロシチンのモニタリングに関する研究	国立環境研究所のⅡ型共同研究に参加して、LC/MSによるミクロシチンの分析手法を検討した。	25年度～26年度	国立環境研究所・地方環境研究所

(ウ)水 質 環 境 研 究 室

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
湖沼等閉鎖性水域の富栄養化に関する調査研究	印旛沼・手賀沼に関する情報収集と提供	・近年の印旛沼の水質悪化原因について、気象条件との関係を中心に検討した。 ・手賀沼については水質の長期変動について論文を発表し、プランクトンの長期変動についてとりまとめた。印旛沼については水質の長期変動について学会発表した。 ・プランクトン、クロロフィル等について月2回の公共用水域調査に合わせてデータを収集している。	23年度 ～継続中	
東京湾・海域の水環境保全に関する調査研究	1. 東京湾の千葉県沿岸域における未確認有害プランクトン調査	2012年に東京湾で発見された <i>Chattonella marina</i> (有害プランクトン)を単離し、株を培養保存している。 東京湾海水中の同プランクトンの動態をモニタリングするためろ過試料を作成した。	25年度 ～継続中	
	2. 東京湾のプランクトン優占種と水質変化に関する調査研究	東京湾で水質調査船「きよすみ」により24回の調査を行った。公共用水域水質測定結果、多項目水質計による深度別水質測定結果、プランクトン調査結果等を使用して、長期にわたる変動のトレンドを調べた。	24年度 ～26年度	
	3. 赤潮青潮調査	東京湾で水質調査船「きよすみ」により 24 回の調査を行った。公共用水域水質調査の結果と併せてとりまとめた。青潮発生時には臨時調査を行った。 東京湾の水質平面分布の観測結果をとりまとめ、赤潮発生時のクロロフィル分布、青潮発生前後の表層水質の変化などを地図上に視覚化して示した結果を 26 年 3 月に水環境学会において発表した。	58年度 ～継続中	水質保全課、東京大学大学院新領域創成科学研究科
	4. 東京湾における水質動態と光学特性のモニタリング	東京湾の洋上において光学特性の観測を8回行った。地球観測衛星による観測結果と比較検討した。	25年度 ～継続中	東京大学大学院新領域創成科学研究科
	5. 東京湾とその流域における水質の長期変動に関する研究	多項目水質計による東京湾の水質鉛直プロファイルの観測結果をとりまとめ、還元性水塊の動態と青潮発生との関連について検討した。その結果を26年3月に水環境学会において発表した。	25年度	統計数理研究所、国立環境研究所、東京都環境科学研究所等
	6. 沿岸海域環境の診断と地球温暖化の影響評価のためのモニタリング手法の提唱	6月に国立環境研究所及び全国22都府県市担当者によるII型共同研究全体会議に参加し、各都府県市の進捗状況、今後の調査と取りまとめについて協議した。公共用水域水質測定結果から溶存酸素、CODについて最近10年間の推移をとりまとめ報告書を作成した。	23年度 ～25年度	国立環境研究所、全国22都府県市環境試験研究機関
事業場排水の負荷削減手法に関する調査研究	1. 問題事業場の排水調査とその処理対策の検討	25年度は5地域振興事務所と1市から10件の相談があり、そのうち6件について現場調査を行った。そのうち、農業集落排水施設の状態、水産食料品製造業の処理施設について報告書を作成した。	～継続中	水質保全課
	2. 水質汚濁防止法担当者のための総量規制の立入マニュアル作成	昨年総量規制対象の2社について調査を行い、昨年度までの調査結果とともにとりまとめた。	24年度 ～25年度	水質保全課
	3. 廃棄物処分場浸出水処理施設の調査	廃棄物処分場浸出水処理施設を選定し、2施設について調査を実施した。	25年度 ～26年度	
	4. 浄化槽の負荷削減対策に関する調査研究	油脂分除去については、24年度までの評価対象課題であったシンク設置型阻集器による研究について25年度に論文を発表して終了した。 生活排水ワーキングの中で、八街市の戸建て団地にりん除去剤を配布し、浄化槽からのりん削減効果の調査を行った。	25年度 ～継続中	

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
環境放射能に関する調査研究	放射性物質動態調査(印旛沼・手賀沼及び流入河川の放射性物質モニタリング調査)	手賀沼内4地点の底質について深度別の放射性物質濃度を調べた。その結果、深度別の放射性物質濃度分布の特徴は地点ごとに異なっていることが明らかになった。	25年度 ～29年度	
啓発・環境学習・国際協力	1. 市民と協働で行う水環境調査	手賀沼流域市民協働調査(手賀沼流入河川の水質・水生生物調査、湧水調査、及びその事前研修会)、ちばコープ水辺の一斉調査等に参加した。	18年度 ～継続中	水質保全課、関係市町村、市民(団体)
	2. 行政依頼による環境調査	君津市の依頼により、防火用水として使われているため池に発生するアオコの調査を行った。	～継続中	水質保全課、地域振興事務所、関係市町村
委託分析機関等に対する技術指導	委託分析機関等に関する技術指導	委託機関との事前打合せ、クロスチェック、立入調査、委託仕様書の検討を行った。異常値等報告に随時対応した。	～継続中	水質保全課
その他の依頼調査業務	化学物質環境汚染実態調査	東京湾 市原・姉崎海岸地点の水質及び底質について化学物質環境汚染実態調査委託業務詳細要領に基づいて採水・採泥等を実施し、調査結果の報告を行った。	～継続中	環境省、大気保全課と共同

(エ)地質環境研究室

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
環境放射能に関する調査研究	環境放射能に関する調査研究－環境放射能モニタリング	千葉市・野田市・流山市から地層試料を採取し、深度別に放射性セシウム濃度を測定した。セシウム134が深度20cm程度まで分布していることが明らかになった。	25年度 ～29年度	水質保全課 保安課
地球温暖化に関する調査研究	1. 上ガス発生に関する調査研究	東金南部において既存の調査地域における上ガスの発生状況について把握した。	25年度 ～29年度	
	2. 上ガスに伴う地質環境変化に関する調査研究	海浜においてガス湧出範囲の測量を行った。また、地形の測量も行い、東日本大震災後のガス湧出の様子を調査している。	25年度 ～29年度	
	3. 地球温暖化に伴う海面上昇による浸水予測調査	九十九里平野を中心に2011年～2100年の累積沈下の予測分布図を作成した。	19年度 ～継続中	
地盤沈下、地下水の涵養・枯渇に関する調査研究	1. 地下水涵養・水循環に関する調査研究	成田市三里塚地区・旭市倉橋地区の降水・浸透・宙水地下水位・湧水位等の観測施設を維持管理しデータを収集した。特に本年度は台風による豪雨や南岸低気圧による豪雪の影響を受けた貴重な記録を得ることができた。	55年度 ～継続中	
	2. 千葉県における地下水等採取と地盤変動に関する調査研究	地下水や地盤変動に関するデータの収集を行った。	45年度 ～継続中	
	3. 沖積層の地層収縮に関する調査研究	2011年東北地方太平洋沖地震前後の測量値について整理し沖積層の収縮について検討した。	22年度 ～継続中	
	4. 関東地下水盆南部の地質構造の解明	市原市田淵を中心に地質踏査を行い、詳細な地質柱状図の作成・地質試料の不攪乱採取を行い、試料の軟X線撮影を行った。	2年度 ～継続中	
	5. 沖積層・人工地層の地質構造解明に関する調査研究	船橋地域の埋立地において、沖積層の厚い谷の存在を確認した。	63年度 ～継続中	
	6. 千葉県北西部における浅層部の地質構造の解明	印西市～八千代市の一部について把握した。	25年度 ～29年度	

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
地質環境保全に係る地震・液状化および地盤変動に関する調査研究	1. 地層の液状化－流動化に関する調査研究	簡易貫入試験及び地質踏査の結果、盛り土層中に下総層群の湧水が流入し液状化－流動化が発生したことが明らかとなった。	62年度 ～継続中	
	2. 地層の液状化－流動化の可能性に関する研究	神崎町におけるオールコアボーリングとトレンチ調査を実施し、液状化－流動化部分を把握した。	62年度 ～継続中	産業技術総合研究所
	3. 強震時の液状化－流動化現象と地質構造に関する研究	・千葉県美浜区の公立高校内において、地層断面調査をおこない、幅広い鉛直方向に連続的な不攪乱地質試料を得、人工地層の地質構造と液状化－流動化部分を把握した。その結果、ある特定の層準で著しい液状化－流動化が発生し、沈下をもたらしたことが明らかとなった。 ・沖積層の厚い地点において、地中地震計・間隙水圧計を設置した。	25年度 ～29年度	
	4. 地震発生時における地震動特性と地質構造に関する研究	地中地震計観測データから、地層による地震動増幅の状況について検討した。	25年度 ～26年度	
	5. 活地質構造・地質構造・地質層序に関する調査	産総研との共同研究にてオールコアボーリングを行い、沖積層を中心に層序を把握した。	2年度 ～継続中	
土壌汚染・地下水汚染等の地質汚染に関する調査研究	1. 市町村等への地下水汚染・地質汚染現場ごとの機構説明・浄化対策技術支援	18市町ほかへの地下水汚染・地質汚染現場ごとの機構説明・浄化対策に関する技術支援を実施した。	61年度 ～継続中	水質保全課、関係市町村
	2. 地質中における汚染物質の挙動に関する調査・検討	下総台地上の重金属汚染部が低pH部にみられ、pHが高くなるに従い減衰する状況を把握した。	62年度 ～27年度	水質保全課
	3. 養老川中流域の地質汚染現場の浄化とモニタリングに関する調査	浄化のモニタリングのために観測井の水位測定等技術支援を実施した。表面被覆の効果を予想するための事前調査において、ボーリングや観測井の設置等において技術支援を行った。不足分の井戸の設置等を行った。	11年度 ～継続中	水質保全課
	4. 残土処分場等に係る現地調査・技術支援	残土処分場等の周辺地質の情報について助言・協力ができるように、地質調査や文献から県内の地質情報を収集した。	10年度 ～継続中	水質保全課、廃棄物指導課、関係市町村
	5. 有機溶剤による地質汚染の自然浄化機能に関する調査研究	八千代・野田地区の一部地域において、PCE・TCE・DCE・VCの分布とPH、ORPとの関係を把握した。	25年度 ～29年度	水質保全課、関係市町村
地質環境に関する情報整理、その他の事業	1. 水準点変動調査結果のデータ収集	液状化－流動化があった地点を中心に異常点がみられた。原因不明の銚子・白子の2点については噴砂等が確認され、液状化－流動化現象による可能性が高いものと判断された。	45年度 ～継続中	水質保全課
	2. 千葉県における観測井による地下水位・地層収縮量の観測データの整理・解析	地下水位・地層収縮記録について集計・整理し、上部帯水層・下部帯水層の地下水位図を作成した。本年度は夏期の猛暑の影響で地下水位低下が比較的大きく、冬期の地下水位回復が遅れていることが明らかになった。	45年度 ～継続中	
	3. 関東地下水盆地に係る地下水位・地盤沈下データの整理・解析	関東各都県から提供された地下水位データから、2011年1・7月の関東地下水盆地地下水位図を作成した。	45年度 ～継続中	

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
地質環境に関する 情報整理、その他 の事業	4. 地震動観測に関するデータベース化・情報提供	県(センター、危機管理部)設置地震計の観測データを処理しデータベース化した。また、データ利用希望者にデータ収録CDを提供した。	62年度 ～継続中	
	5. 地震発生に伴う災害等の現地調査及び資料収集	2012年3月に銚子付近において発生した5強の地震時の液化・流動化現象の分布を踏査した。	62年度 ～継続中	
	6. 県内の地質環境情報のデータベース化(収集・整理・入力)・情報提供「地質環境インフォメーションバンクの整備と利用」	冊子報告書による230枚の地質柱状図及び電子納品による190件の地質調査資料をデータベースに追加した。	2年度 ～継続中	

(オ) 企画情報室

分野	調査研究事業	概要	研究期間	備考
環境保全・環境学習に関する調査研究	1. ヒートアイランド調査	都市域を中心としたヒートアイランド現象の千葉県における実態を把握するため、99地点で実態調査を実施し、集計・報告した。	22年度 ～26年度	
	2. 植物のストレス診断と環境モニタリングに関する研究	遺伝子を用いた植物のオゾンに対する応答機構を用いて植物影響の診断手法を確立するため調査を行った。また、低線量の環境放射線影響のストレス診断やモニタリングのための指標植物の探索に着手し、そのサンプリング法についても検討した。千葉県は、アサガオ等の可視被害調査を担当した。	24年度 ～25年度	
	3. 環境学習拠点の連携による環境学習プログラムの開発	県立美術館と連携して、環境学習プログラム「葉っぱでグラデーション」と「ゴールズワージごっこ」を開発した。中学1年生他を対象に実証し、プログラムの効果を確かめた。成果については、「環境学習の拠点の連携に関する担当者会議」他において報告した。	25年度 ～26年度	

イ 衛生研究所

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
衛生研究所	千葉県内の浴槽水等におけるレジオネラ属菌に対する有効な殺菌剤の検討とそれに伴う温泉の泉質変化の調査	県内の温泉施設を対象として、塩素剤及びその他の殺菌方法を検討するとともに、殺菌剤投与による泉質変化について検討する。	24年度 ～25年度

ウ 産業支援技術研究所

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
技術研究所 産業支援	室内照明で機能する光触媒の研究	本研究では、放電プラズマ焼結(SPS)装置を用いて、反応焼結により光触媒焼結体を作製した。メチレンブルー水溶液の脱色による光触媒活性評価を行ったところ、可視光にて光触媒機能が発現した。	24年度 ～25年度	大学との共同研究

エ 農林総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
農林総合研究センター 森林研究所	農作物並びに土壌中重金属実態モニタリング調査	25年度は、県内全域の農作物と土壌の重金属含量を調査したところ、土壌汚染防止法の基準値を超えるものはなかった。	25年度～29年度
	ヒメコマツの保全・回復を目的とした増殖技術の確立	県内に残る希少樹種の一つであるヒメコマツの保全を図るため、クローン集植所において雌雄花の着花状況、結実状況の調査を行ったところ、着花性は向上し、多くの種子が生産された。また、つぎ木試験では台木にヒメコマツを用いた方がクロマツよりも活着率が高かった。	23年度～25年度

オ 畜産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
畜産総合研究センター	畜産臭気低減化簡易対策の検証	臭気抑制効果が期待できるふん添加タイプ資材4種類、空間噴霧タイプ資材5種類の効果を検証した。過リン酸石灰のふん添加及びアルカリ性臭気と反応する資材の噴霧によってアンモニアを抑制できる可能性がうかがえたが、いずれの空間噴霧タイプ資材を噴霧しても臭気指数に大きな変化はなかった。	24年度～26年度
	畜産排水の低コスト脱色技術の開発	畜産汚水の浄化処理施設からの排水は、適正に処理されたものでも黒褐色から黄色を呈するため、苦情の要因となりやすく畜産農家に不利益をもたらす。そこで、脱色を図る資材に非晶質ケイ酸カルシウム水和物(CSH)を選定し、排水に添加したところ、排水中の色が40～80%低減し、りん及び大腸菌群は100%近い除去効果が得られた。また、回収した使用済みCSHは、りん酸質肥料としての利用の可能性が考えられた。	23年度～25年度
	畜産排水の窒素低減化処理技術の確立	既存の浄化処理施設の排水中の窒素低減化処理技術について、硫黄脱窒法では、資材としてチオ硫酸ナトリウム溶液、粉末硫黄剤を用いた場合に高い脱窒効果が認められたが、取り扱い性や装置の簡易面から、資材には粉末硫黄剤が望ましいと考えられた。	24年度～26年度
	成分調整堆肥の成型化の検証	回収した使用済みCSHを資材とし、攪拌機を用いた堆肥の成型化を試みた。	24年度～26年度
	養豚における未利用資源の有効利用に関する研究	醤油製造の際に廃棄される醤油の搾りかす(醤油粕)を有効利用する目的で三元交雑豚LWDの肥育後期に給与し、発育、肉質への影響を調べたところ、醤油粕5%を飼料に配合あるいは市販飼料に上乘せしても、市販飼料給与豚と比べ発育、肉質に差は認められなかった。また、背脂肪内層の脂肪酸組成は、醤油粕を給与した試験区では不飽和脂肪酸割合が高くなった。	18年度～26年度
	未利用資源の養鶏飼料への応用の検討	サプリメントとして利用され、機能的成分および抗酸化物質を多く有するマカの搾り粕であるマカ粕を採卵鶏に給与し、夏場の産卵成績、卵質成績を調査したところ、卵質への影響は認められなかったが、0.5%程度添加することで、産卵成績の低下を抑制し、破卵や軟卵等の卵殻異常を防ぐ効果があると考えられた。	18年度～26年度

カ 水産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
水産総合研究センター	房総周辺海域における海洋環境の把握と特性解明	試験船の調査結果と定期旅客船、漁船、人工衛星による海面水温資料から、「関東・東海海況速報」他の海況情報を作成し、ホームページ等で公表した。また、各資料及び海況図に基づく黒潮離岸距離、冷水渦、暖水波及の数値化・データベース化により海洋環境の動態を把握した。	S39年度～継続中
	外海浅海域における海洋環境の把握と特性解明	外海浅海域における水温、水質、底質、海藻類に関するモニタリング調査を行い、漁場環境の現況と長期的な変化を把握した。25年度は、台風の影響を受け、一部地域で大型海藻類の消失が認められたが、冬にはそれら幼体の繁茂が確認された。	19年度～継続中
	東京湾海域における海洋環境の把握と特性解明	東京湾における定期的な海洋観測により、東京湾の水質環境をモニタリングし、貧酸素水塊の消長やりの養殖環境などを明らかにした。また、「東京湾海況情報」、「貧酸素水塊速報」、「のり海況速報」等の情報を漁業関係者に提供するとともに、ホームページ上で公開した。	S42年度～継続中
	貧酸素水塊が東京湾沿岸浅海域の底生生物に与える影響の解明	東京湾で発生する貧酸素水塊の沿岸浅海域(水深10m以浅)での動向と、底生生物に与える影響を明らかにし、効果的な漁場環境の改善手法を提示する。25年度は、北部～東部沿岸域の貧酸素水塊の状況、底質及び底生生物の生息状況を明らかにした。	23年度～27年度
	有害プランクトンの発生状況の把握	東京湾及び本県の主要な二枚貝類漁場において、貝毒発生の原因となるプランクトンの発生状況を調査したが、確認されなかった。また、東京湾において、漁業被害を及ぼす有害(シャットネラ属等)プランクトンの発生状況を調査したが、12月に内湾の一部で低密度に確認されたのみであった。	19年度～継続中
	印旛沼におけるヨシ・ガマ帯の魚類再生産に関わる機能の解明	印旛沼において、抽水植物(ヨシ・ガマ)帯が産卵場及び稚仔魚の保育場として果たす機能を解明する。25年度は、調査点での水質調査を実施するとともに、同地点の植物帯の沖・際・中における魚類の1㎡あたり採取量を比較した。溶存酸素量は6月中旬以降、1日の最低値が1mg/l以下を示す日が多くなり、8月はその傾向が顕著であった。魚類採取量は、調査期間を通して「際」・「中」で魚類、エビ類の採捕個体数が多かった。	22年度～26年度
	湖沼河川の魚介類資源動態の把握	印旛沼、手賀沼における魚介類資源の動態を把握するため、張網による採捕調査を6月と10～11月の2回実施した。印旛沼では魚類22種・甲殻類3種、手賀沼では魚類21種・甲殻類4種を確認した。	S50年度～継続中
	希少種保護増殖技術の開発	県内に生息するミヤコタナゴの保護を目的に、タナゴ類の産卵母貝であるイシガイ科二枚貝の増殖手法を開発する。25年度は、イシガイの成長を促進するため、24年度に生残率が高かった人工餌料を使用して、その投与量について検討した。投与量を昨年度同量及びその1.5倍量としたが、イシガイの成長に差はみられなかった。	3年度～継続中

キ 中央博物館

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	重点研究：房総丘陵の自然一過去、現在、未来一（植物学）	維管束植物相については、東京大学千葉演習林については24年度に本調査を終了し、25年度には補足調査を行った。また、銚子市の三次メッシュ3メッシュについて現地調査を行い、銚子市域ほぼ全域の調査を終了した。藓苔類相については、東京大学千葉演習林に保管されている清澄山産の標本を検討し、これまで県内では九十九里平野にのみ知られていたフロウソウを確認した。また、これまでに清澄山において採集した標本の確認を行った。地衣類相については、東京大学千葉演習林内で調査を実施し、約800点の標本を採取した。国内での記録が極めて少ないウメノキゴケ科の一種 <i>Hypotrachyna adducta</i> について形態と化学成分を詳細に調べた。東京大学千葉演習林に保管されている清澄山産の標本を検討し、これまで県内から記録がなかった2種等を確認した。	24年度～継続中
	重点研究：房総丘陵の自然一過去、現在、未来一（動物学）	25年度には合計23回、延べ39日間の調査を実施した。採集した標本の一部を精査し、論文6編や普及的記事を発表した。	24年度～継続中
	重点研究：房総丘陵の自然一過去、現在、未来一（地学）	鴨川市内の房総丘陵から派生した分離丘陵「鴨川富士」周辺の地質について調査を行い、50点の資料を採集した。また化石については、市原市梅ヶ瀬溪谷のトド化石の発見と報道発表を行ったほか、上総層群の脊椎動物化石調査を4回実施した。さらに、君津市蔵玉、折木沢、高岩沢、清和地区の小糸川、養老溪谷等における陸成炭酸塩岩（トッファ）の調査を行い、成果は学会で発表した。	24年度～継続中
	地域研究：房総半島の地層の堆積環境の復元	屏風ヶ浦を構成する香取層と犬吠層群の火山灰層による年代把握を行い、堆積相が示す海水準変動との関係を推定した。	22年度～継続中
	地域研究：房総半島嶺岡帯の地質構造の解明	嶺岡帯内に分布する保田層群元名層を構成する粗粒砂岩が、かつて石材として大規模に使用されていたことが明らかとなった。	18年度～継続中
	地域研究：房総半島の地形景観とその成り立ちに関する研究	館山市浜田及び洲崎の一部について、詳細な段丘分布図（1:1000～1:2500程度の大縮尺地形図上で分類）を作成した。また洲崎神社や白浜城址跡展望台など、南房総の地震性隆起段丘の眺望地点をいくつか設定し、そこから何がどのように見えるかを検討した。	25年度～
	地域研究：房総半島の脊椎動物化石の分布調査	市民研究員と上総層群万田野層の脊椎動物化石調査を行い、多数の新標本を得た。その一部は国立科学博物館との共同研究として進めている。	18年度～継続中
	地域研究：房総の十脚甲殻類化石相	クジラ化石の周辺から産出する木下層産十脚類化石や、東京湾岸で拾われる完新世のものと思われる十脚甲殻類化石の同定を行った。	18年度～継続中
	地域研究：房総周辺の花粉・環境誌	千葉市中央区都町の花粉分析結果をまとめた。その結果を市民大学にて講演した。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵におけるタゴガエルの産卵場所に関する環境地質学的研究	君津市清和県民の森で新たなタゴガエルの産卵場所を発見し、地質学的記載を行った。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵における河川の発達と河道の変遷に関する研究	小櫃川上流域の踏査、古地図、迅速図、過去の地形図等による解析、古文書の解析を行った。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県の中虫相に関する研究	君津市高岩山周辺で調査を行い、千葉県の中虫相を明らかにするための基礎資料を収集した。また、引き続き千葉県動物誌、千葉県産動物総目録に掲載されていない中虫について文献調査を行い、補遺と追加として33種を報告した。	18年度～継続中
	地域研究：房総のハチ類誌	千葉大学演習林、高岩山などでハチ類を採集し、標本を作製した。これらのうちアナバチ類やハナバチ類の同定を進めた。トガリハナバチについては、専門家による同定確認を得た。	18年度～継続中
	地域研究：房総の貝類誌	市川市をタイプ産地とする化石を含む貝類についてまとめた。千葉市中央区のボーリングコアから抽出された貝類を検討し、内湾の泥底から砂泥底への変化を明らかにした。市原市において、近世から近代に肥料とされた貝肥のサンプリングを行った。	18年度～継続中
	地域研究：房総の魚類誌	房総半島周辺海域から釣り等により計58種の魚類を収集し、博物館資料として登録した。	18年度～継続中
	地域研究：房総の甲殻類誌	房総半島周辺海域で行った調査で採集された標本資料の検討を進め、記載論文4編を投稿し、3編が公表された（1編は印刷中）。1種（ハクライオウギガニ）は外来種であり、今後の動向が注目される。また印刷中のマメガニ属の新種は木更津市の盤洲干潟から見つかったもので、ツバサゴカイに共生し、地域個体群の保全が必要な可能性がある。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵の昆虫・クモ類相	三島小教室博物館を拠点に、市民の協力を得つつ昆虫の標本を収集した。その成果を君津市清和公民館での展示や『しいむじな』、ウェブサイト等で公開した。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵の両生爬虫類相	養老溪谷や君津市清和県民の森にて両生爬虫類の生息調査を行い、生態写真も撮影し、ウェブサイトなどで公開した。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県の鳥類相に関する研究	千葉県を中心とした文献を収集した。海岸部、および利根川流域の鳥類相の現地調査を行った。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県における哺乳類各種の生息状況と生態	千葉県の哺乳類の基礎生息資料として、千葉県立博物館情報システムに新たに981件の標本登録入力作業を進めた。	18年度～継続中
地域研究：房総のイシサンゴ類誌	科学研究費補助金による海外学術調査として、ロンドン自然史博物館およびベルリン自然史博物館において日本産イシサンゴ類の標本調査を行った。その結果、19世紀後半に千葉県で採集されたイシサンゴ類の標本が現存していることが確認できた。	22年度～継続中	
地域研究：房総の維管束植物誌	過去に採集された千葉県産の約5000点の標本を同定または再同定し、登録をボランティアにお願いし、その後標本を整理・配架した。	24年度～継続中	
地域研究：房総丘陵の維管束植物相	三島小教室博物館を拠点に、市民の協力を得つつ維管束植物の標本を収集した。その成果を『しいむじな』、ウェブサイト等で公開した。	18年度～継続中	
地域研究：房総の藓苔類誌	市川市のコケ植物を調査し、5種の千葉県新産を含む152種を確認し、当館の自然誌研究報告に論文が掲載された。また、浦安市についても調査し、現在、研究中である。	18年度～継続中	
地域研究：房総の地衣類誌	千葉県産標本に基づき、ニセマルゴケを新種記載した。共同研究員・市民研究員とともに千葉県内の分布調査を実施した。これまでに県内で収集した6000点以上の標本の情報を、千葉県生物多様性センターのGISを用いて3次メッシュに基づく分布図を作成した。	18年度～継続中	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	地域研究：千葉県の大規模海産藻類の分類・生態に関する研究	学会誌に以下の原著論文2編を投稿し受理された。(1) 富塚・宮田 (2014) 七十五座の神事とヒジキ <i>Sargassum fusiforme</i> (Harvey) Setchell - 喪葬を象徴する海藻 - Algal Resources (日本応用藻類学会誌)、(2) 富塚・宮田 (2014) 海藻の採集層から読み解く資源の持続的利用と地域の環境保全 - マイナー・サブシステム (小生業) としての藻刈り - 藻類 (日本藻類学会誌)	25年度～
	地域研究：生態園の生態系変遷に関する総合研究	第16回自然系研究機関連絡会議 (NORNAC16) において生態園舟田池での水生植物再生を通じた水環境改善の取り組み成果を発表した。また、市民連携の調査を毎月実施した。	18年度～継続中
	地域研究：生態園の生態系変遷に関する野鳥調査	25年度 (2013年4月-2014年3月)、生態園一周ルートを歩く早朝野鳥調査 (7:45-8:45) および野鳥観察舎から見える範囲で行う日中調査 (8:45-16:15) を土日祝日に全108日間に実施した。期間中に58種が観察され、全種の最大個体数合計は841羽であった。調査日の最大種数は46種、最大個体数は289羽であった。9月にササゴイ、10月にオオパン、11月にオカヨシガモ、12月にはヨシガモが観察されたことを特記する。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県における原生生物等の生息状況	千葉県内の陸水域の浮遊・付着生物に関する基礎的知見を集積できた。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県の水辺環境と水生昆虫類の分布特性	房総丘陵に生息する絶滅危惧種ヒメボタルの幼虫の生態の新知見をとりまとめ保全生態学研究に投稿し、受理印刷された。絶滅危惧種ミサキツノトビケラの分類、生態、生息状況等をとりまとめ投稿した。千葉県絶滅種シジメツノトビケラ、絶滅危惧種キボシチビコツブゲンゴロウについて新知見をとりまとめ報告した。	18年度～継続中
	地域研究：海岸植物の保護増殖	関東地方で唯一の生息地であった銚子で絶滅したハマビシを復活させようとしている。今年度は、かつて採取された種子を発見することができた。	18年度～継続中
	地域研究：房総に自生する植物のフェノロジー	24年度に引き続き、常緑性と考えられる草本種を中心に、21種について毎月1回程度の頻度で季節的な生長を調査し、そのフェノロジー型や個葉の寿命のデータを得た。	18年度～継続中
	地域研究：房総のヒメコマツの保全生態学的研究	ヒメコマツの個体群モニタリング、繁殖状況調査、移植実験等を実施した。その成果を調査報告書にまとめ、県自然保護課に提出した。	18年度～継続中
	地域研究：房総に生息する生物の動画記録に関する研究	山のフィールドミュージアムが活動している三島小学校周辺や清和県民の森などで約1年間にわたり撮影したDVテープについて映像を解析し、撮影記録原簿に記録し、整理する作業を行った。	19年度～継続中
	地域研究：房総の里山里海と生物多様性保全に関する研究	生物多様性がもたらす生態系の文化サービスについて、特に子どもの育みの視点から研究した。これについて第10回里山シンポジウムの全体会でプレシンポを開催し、その結果を報告書にまとめた。この成果などから、生きる力の3要素「自己主張」「外見認識」「環境適応」が認識され、その獲得には子ども時代の生物多様性豊かな里山里海での多様な体験が重要であることが示唆された。	25年度～
	地域研究：房総丘陵における人の生活と自然のかかわりに関する研究	房総丘陵特有の灌漑水路「二五穴」について館内外の研究者と共同で調査し、その成果を「房総の二五穴」としてまとめた。	18年度～継続中
	地域研究：下総台地における近世以降の薪炭林育成に関する歴史地理学的研究	テーマに関する聞き取り調査を行い、その結果を文章にまとめた。調査では、印西市域 (旧印旛村) で薪炭生産や印旛沼を介しての薪の水運輸送に関する情報が得られた。その後、水運に関連する文献を収集し読み進んだ。	18年度～継続中
	地域研究：房総半島における縄文時代の狩猟	狩猟対象であるシカの生息状況の写真撮影等を行った。	24年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の魚類相と繁殖	県内調査では、オキフリソデウオ、サガミザメなどの深海性魚類をはじめ、淡水域に生息するメダカやモツゴなどの魚類を資料登録した。	18年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島の海産無脊椎動物相	お茶の水女子大学湾岸生物研究教育センターより提供されたニセツノヒラムシ科標本を調査し、千葉県新記録として報告した。房総半島を中心に資料収集を行い、刺胞動物611点、環形動物4点、軟体動物15点 (含む頭足類) を資料登録した。磯の観察エリア内の定点でのモニタリングを実施し、岩礁海岸生物群集の長期的な動態を把握するための基礎的なデータ収集および解析を行った。	18年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の海藻相	勝浦市沿岸を中心に海藻・海産種子植物相を調査して、海藻標本110点を新規登録した。勝浦新産種として紅藻ハブタエノリを採集した。	18年度～継続中
	普遍研究：GPR (地中レーダー) を用いた河川州の研究	安倍川の地形条件の異なる網状州のGPR測定を行い、地形条件と網状州の発達様式の関係性を明らかにした。	24年度～継続中
	普遍研究：東北日本弧新第三紀火山活動の特質	東北日本弧の新第三紀火山活動の特徴を明確にするため、伊豆・マリアナ弧に属する伊豆半島に分布する同時代の火山噴出物について、現地調査と資料採集、並びに、岩石学的な検討を行った。	18年度～継続中
	普遍研究：河川とその流域の地形学的研究	夷隅川本流及び支流域について、空中写真判読及び現地調査から、風隙及び懸谷の分布状況を明らかにした。またそのうちの1箇所での風隙の形成時期 (谷の上流が侵食され、空谷になった時期) を明らかにした。	25年度～
	普遍研究：微小化石に基づく貝類化石の分類及び古生態の研究	岐阜県の古生界石炭系一の谷層から、日本初記録となる貝類の幼生化石を記載した。	24年度～継続中
普遍研究：地質時代温暖期におけるアジアの古植生復元	銚子層群白亜系産植物化石について、銚子市青少年科学館所蔵標本を調査した。	18年度～継続中	
普遍研究：日本産十脚甲殻類化石の古地理と古生態	東北日本の鮮新統産ヒキガニ化石を記載し、本属をテチス海起源とすると、環太平洋域への放散のタイミングが、ベーリング海が開くタイミングと整合しないことを論じた。	18年度～継続中	
普遍研究：日本列島周辺の花粉・環境誌	H23-25 科研 (基盤C・代表者奥田) の3年目として、中部地方と伊豆諸島を中心とした表層花粉調査をおこなった。	25年度～	
普遍研究：河川地形の動態と生物分布に関する環境地質学的研究	東京都の秋川渓谷にて、大雪がナガレタゴガエルの産卵場所へ与えた影響に関する環境調査を予察的に行った。	18年度～継続中	
普遍研究：地形や地質の生物分布に与える影響について	県内の植生図及び標高データ (10 m メッシュ) に加え、2次メッシュの衛星画像をGISデータベースとして整備し、解析を行った。	18年度～継続中	
普遍研究：東アジアを中心とした地域の貝類相の変遷	沖縄諸島の7000年間の貝類相の変遷と利用に関してまとめた。国指定史跡の鳥取県青上寺地遺跡や茨城県陸平貝塚あるいは徳島のトマチン遺跡・面縄第二貝塚、佐賀県東名遺跡等の遺跡出土貝類についてまとめた。土器圧痕の貝や製塩に関する貝類についても論文を作成した。明治神宮の非海産貝類の組成についても報告した。	18年度～継続中	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	普遍研究：ミトコンドリアゲノム分析に基づく魚類の系統進化	ミトコンドリアゲノム全長配列の比較に基づき、マグロ類・ハダカイワシ類の進化的起源や系統関係を明らかにした。また MitoFish にアノテーションパイプラインを付加することによりデータベースの機能拡充を図った、これらの研究成果を計 6 篇の原著論文を発表した。	18 年度～継続中
	普遍研究：日本産イシサンゴ類の分類・生物地理に関する研究	琉球大学資料館（風樹館）において、1970 年代に沖縄島中城湾で採集されたイシサンゴ類標本群の分類学的研究を行った。この結果、日本初記録種や、日本での採集記録の少ない種の標本が収蔵されていることが明らかとなった。	18 年度～継続中
	普遍研究：日本産エダヒゲムシ類の分類学的研究	24 年度から参加しているエダヒゲムシの口器と食性に関する共同研究を進行した。その中で扱っている種のうちの 1 種が未記載種であることが明らかになった。	18 年度～継続中
	普遍研究：十脚甲殻類の分類	房総半島周辺海域以外として、熊野灘～留週列島にかけての日本沿岸、台湾、フィリピン、パプアニューギニア、インド南部、アフリカ東岸、南西インド洋など世界の海域から得られた標本資料の検討を進め、17 編の原著論文を公表した。24 新種が記載された。	18 年度～継続中
	普遍研究：カミキリムシ科甲虫の分類	東南アジア産ルリカミキリ族の標本の収集を行い、標本、文献調査を行った。	22 年度～継続中
	普遍研究：アジア高山帯における植物分類学的研究	Flora of Nepal の Pedicularis 属の Flora の原稿の一部を執筆した。ナデシコ科・ツユクサ科等のネパール産標本を同定した。	18 年度～継続中
	普遍研究：地衣類の多様性に関する研究	日本産マルミゴケ属の分類を明らかにし、6 種を認めた、このうち、千葉県産のチバノマルミゴケと静岡県産のイズマルミゴケは新種、サワマルミゴケとコマルミゴケは日本新産だった、共同研究員とともに、中国雲南省産のカシゴケ属を検討しニセカシゴケを報告し、日本産樹皮着生クチナワゴケ属の分類を明らかにし、栃木県産の地衣類のチェックリストを文献情報に基づきまとめた。	18 年度～継続中
	普遍研究：アジア太平洋地域におけるコケ植物の分類学的研究	Flora of Nepal の Pedicularis 属の Flora の原稿の一部を執筆した。ナデシコ科・ツユクサ科等のネパール産標本を同定した。	18 年度～継続中
	普遍研究：香気成分によるバラ属植物の化学分類	県内のアズマイバラ自生地および県外のツクシイバラの新産地（徳島県）など、現地調査および標本蒐集を行った。	24 年度～継続中
	普遍研究：紅藻サンゴモ科およびカワノ目の系統分類学的研究	本課題のために、研究コンソーシアムを組織した（宮田昌彦（千葉中央博）、Nerson, W., Sutherland, J.（オークランド大学）、小亀一弘（北大）、Bolton, J.（ジョハネスブルグ大学））。	25 年度～
	普遍研究：社会性ハチ類の生態・行動・進化に関する研究	フタモンアシナガバチを材料に幼虫の人工飼育を行った。終令（5 令）からの飼育にはほぼ成功した。	18 年度～継続中
	普遍研究：生物音声自動認識および環境モニタリングに関わる生物の音声信号と音環境構造の研究	本研究の総まとめとして企画展「音の風景～うつりゆく自然と環境を未来に伝える」において、音環境調査活動を紹介し、活動の中で収集した音声資料の社会的資源化に向けての課題を提示した。	18 年度～継続中
	普遍研究：照葉樹林の生態学的研究	房総丘陵および奄美群島において生物相調査を実施した。	22 年度～継続中
	普遍研究：ニホンカモシカの生態学的研究	環境収容力および個体別繁殖成功率となわばりの質に関するデータ解析が終了し、論文投稿準備中である。	18 年度～継続中
	普遍研究：芽ばえに関する記載的研究	種子から育苗したり野外で採取した 49 種（うち木本 15 種、草本 34 種）の芽ばえについて、形態記載をおこない、標本を作成した。うち 14 種は市民が種子から育苗したものである。	18 年度～継続中
	普遍研究：ススキ、オギ、アシ、ヒメガマの比較生態	ヒメガマとアシとの混植実験を行い、互いにどのような影響を及ぼしあうかを調べた。混植下ではヒメガマの成長が悪くなることが示された。	18 年度～継続中
	普遍研究：水辺植生の再生による水環境保全技術の開発	バット水槽への埋土種子撒きだし法を検証し、休眠打破のための環境要因に関する基礎的知見を集積した。	22 年度～継続中
	普遍研究：昆虫の遺伝子情報から分類と保全生態学を考える	日本の河川環境を代表するヒゲナガカワトビケラ科昆虫に着目し遺伝子解析の材料を全国から収集した。国外ではミャンマー産の個体の採集に成功しその遺伝子の抽出を完了した。	25 年度～
	普遍研究：アリ類の行動・生態学的研究	クロヤマアリが目標物に向かって泳ぐ行動に光源が与える影響を明らかにした。この結果は、北海道大学で行なわれた日本昆虫学会第 73 回大会において「クロヤマアリ（Formica japonica）の泳ぎに光源が与える影響」というタイトルで発表した。	18 年度～継続中
	普遍研究：シギ・チドリ類の越冬生態、特に個体数変動に関する研究	九十九里地域でオオソリハンシギの越冬期の生態に関して、調査を行い、越冬の記録を確認した。	18 年度～継続中
	普遍研究：関東平野における明治 10 年代の土地利用に関する研究	迅速測図を基礎資料とする土地利用の把握の作業を継続している。茨城県北部の土地利用について、迅速測図に土地利用の着色作業を進めた。25 年度までで、茨城県については、北西部は旧真壁町、北東部は大洗町までが終了した。	21 年度～継続中
	普遍研究：持続可能な社会のための教育と博物館	6 月に開催した当館行事・環境教育ワークショップ「持続可能な社会のための教育を考える」では「花見川のツルノゲイトウ」問題を取り上げ、この問題に取り組んでいる NPO の協力を得て議論した。ICOM 定款における博物館の定義の改訂（2007 年）の意義について考察し、執筆事項は 7 月に刊行、口頭発表は 11 月と 2 月に計 3 件行った。	18 年度～継続中
	海博専門研究：房総半島における自然災害史の研究	富津市・勝浦市・君津市・船橋市等に於いて現地調査を行い、鉅南町の聞き取り調査を行った。新たな資料や機知情報の確認ができた。勝浦市では市主催の見学会、南房総市では講演会を実施した。	22 年度～継続中
	海博専門研究：魚類の繁殖行動とその進化	伊豆、南房総などで潜水観察を行い、スズメダイ科魚類の繁殖状況を調査した。	24 年度～継続中
	海博専門研究：日本産共生性コエビ類の分類学的研究	琉球大学熱帯生物圏研究センターとの共同研究として、沖縄本島および西表島で調査を行った。テナガカクレエビ属 Cuapetes で未記載種と日本新記録種を採集し、現在論文執筆中である。	18 年度～継続中
	海博専門研究：イソギンチャク類の分類・生態学的研究	房総半島、四国、九州、南西諸島からイソギンチャク類 112 点を採集し、このうち 70 標本から DNA の抽出・PCR による目的配列の増幅を行った。また、デンマークのコペンハーゲン大学自然史博物館、アメリカのイェール大学ピーボディ自然史博物館において、日本産イソギンチャク類のタイプ標本の探索を行い、これまで未発見だったタイプ標本を含む、計 27 種のタイプ標本の調査を行った。これらのデータ解析は現在も継続中である。	18 年度～継続中
海博専門研究：原始紅藻亜綱植物の分類学的、生態学的研究	千葉県内数カ所アマノリ属藻類を採集し、糸状体培養株を作出するとともに、北海道産のエリモアマノリと、類似種のウップルイノリとの分類学的検討を行い、エリモアマノリとウップルイノリの葉状体の出現季節の相違など、両種の生態的な違いを明らかにした。	18 年度～継続中	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	海博専門研究：房総半島における海浜植生の研究	博物館周辺を中心に、勝浦市周辺の植生調査および植物採集を行い、錯葉標本を作製した。定期的な鶴原理想郷モニタリングを実施し、周辺の植物について展示で紹介した。日本各地のタマアジサイと房総半島産を比較し、その系統と分類についての考察を行った。	23年度 ～継続中
	海博専門研究：フジツボ類の繁殖生態	基礎データの収集・蓄積および解析を行った。	18年度 ～継続中
	海博専門研究：照葉樹林の植生地理	研究代表者となっている基盤研究（C）「常緑広葉樹林帯における温帯性樹木の遺存分布と成因に関する保全生物地理学的研究」により、照葉樹林に遺存分布する落葉広葉樹の分布を、鹿児島県および房総丘陵（東京大学千葉演習林）において調査した。房総丘陵での調査結果は第61回日本生態学会大会で発表した。	18年度 ～継続中
	海博専門研究：ブナ林の動態と生物地理	研究分担者となっている基盤研究（B）「ブナ林の断片化がブナ集団の遺伝的多様性と繁殖に及ぼす影響」により、宮城県栗駒山のブナ林のモニタリング調査を行った。北関東のブナおよびイヌブナの分布について文献その他による調査を行った。	18年度 ～継続中

(5) 千葉地域公害防止計画

ア 計画の目標

区分		項目	目標
水質汚濁	(1) 健康項目	ア 水質(底質を含む)	<p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号)第1の1に定める基準値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質(水底の底質を除く。) 1年平均値が 1pg-TEQ/L 以下であること。 ・水底の底質 150pg-TEQ/g 以下であること。
		イ 地下水	<p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)第1に定める基準値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム 0.003mg/L 以下 ・全シアン 検出されないこと。 ・鉛 0.01mg/L 以下 ・六価クロム 0.05mg/L 以下 ・砒素 0.01mg/L 以下 ・総水銀 0.0005mg/L 以下 ・アルキル水銀 検出されないこと。 ・PCB 検出されないこと。 ・ジクロロメタン 0.02mg/L 以下 ・四塩化炭素 0.002mg/L 以下 ・塩化ビニルモノマー 0.002mg/L 以下 ・1,2-ジクロロエタン 0.004mg/L 以下 ・1,1-ジクロロエチレン 0.1mg/L 以下 ・1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下 ・1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg/L 以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg/L 以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下 ・1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L 以下 ・チウラム 0.006mg/L 以下 ・シマジン 0.003mg/L 以下 ・チオベンカルブ 0.02mg/L 以下 ・ベンゼン 0.01mg/L 以下 ・セレン 0.01mg/L 以下 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L 以下 ・ふっ素 0.8mg/L 以下 ・ほう素 1mg/L 以下 ・1,4-ジオキサン 0.05mg/L 以下
	(2) 生活環境項目	ア 河川	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)第1の2の(1)に定める基準値</p> <p>ア 河川 生物化学的酸素要求量</p> <p>A類型 2mg/L 以下 B類型 3mg/L 以下 C類型 5mg/L 以下</p> <p>D類型 8mg/L 以下 E類型 10mg/L 以下</p>
イ 湖沼	<p>イ 湖沼 化学的酸素要求量</p> <p>A類型 3mg/L 以下 B類型 5mg/L 以下</p> <p>全窒素 全磷</p> <p>Ⅲ類型 0.4mg/L 以下 0.03mg/L 以下</p> <p>V類型 1mg/L 以下 0.1mg/L 以下</p>		
ウ 海域	<p>ウ 海域 化学的酸素要求量</p> <p>A類型 2mg/L 以下 B類型 3mg/L 以下</p> <p>C類型 8mg/L 以下</p> <p>全窒素 全磷</p> <p>Ⅱ類型 0.3mg/L 以下 0.03mg/L 以下</p> <p>Ⅲ類型 0.6mg/L 以下 0.05mg/L 以下</p> <p>Ⅳ類型 1mg/L 以下 0.09mg/L 以下</p>		

イ 千葉地域公害防止対策事業計画に係る地方公共団体等の講ずる施策に要する経費

(23～27年度, 単位: 百万円)

事業名		計画期間内計画事業費	
公害防止対策事業等	下水道 (終末処理場等)	特定公共下水道	—
		都市下水路 (公害防除)	—
		終末処理場 (公共下水道)	39,721
		終末処理場 (流域下水道)	65,539
		小計	105,260
	しゅんせつ・ 導水等	河川しゅんせつ	2,336
		港湾しゅんせつ	—
		漁港しゅんせつ	—
		漁場しゅんせつ	—
		導水	—
		その他	—
		小計	2,336
	公害対策 土地改良	公害防除特別土地改良	—
		農業用水水質障害対策	—
		小計	—
	ダイオキシン類による土壌汚染対策		—
	計		107,596
特例負担 非適用事業	下水道 公共下水道等 (管渠)	130,667	
	計	130,667	
合計		238,263	

(6) 環境保全協定

ア. 環境保全協定締結工場 (26年3月末現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日
千葉市	JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)	千葉市中央区川崎町1	22.2.17
	東京電力(株)東火力事業所千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	22.2.17
	JFE鋼板(株)東日本製造所(千葉地区)	千葉市中央区塩田町385-1	22.2.17
	新東日本製糖(株)本社工場	千葉市美浜区新港36	22.2.17
	サミット美浜パワー(株)千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	22.2.17
	(株)J・オイルミルズ千葉工場	千葉市美浜区新港230	22.2.17
	美浜シーサイドパワー(株)新港発電所	千葉市美浜区新港228-1	22.2.17
市原市	昭和電工(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通3	22.2.17
	キャボットジャパン(株)千葉工場	市原市八幡海岸通3	22.2.17
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	市原市八幡海岸通9	22.2.17
	DIC(株)千葉工場	市原市八幡海岸通12	22.2.17
	旭硝子(株)千葉工場	市原市五井海岸10	22.2.17
	JNC石油化学(株)市原製造所	市原市五井海岸5-1	22.2.17
	丸善石油化学(株)千葉工場	市原市五井海岸3	22.2.17
	コスモ石油(株)千葉製油所	市原市五井海岸2	22.2.17
	東京電力(株)東火力事業所五井火力発電所	市原市五井海岸1	22.2.17
	電気化学工業(株)千葉工場	市原市五井南海岸6	22.2.17
	日本曹達(株)千葉工場	市原市五井南海岸12-8	22.2.17
	KHネオケム(株)千葉工場	市原市五井南海岸11	22.2.17
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	市原市五井南海岸8-1	22.2.17
	極東石油工業(同)千葉製油所	市原市千種海岸1	22.2.17
	東レ(株)千葉工場	市原市千種海岸2-1	22.2.17
	JSR(株)千葉工場	市原市千種海岸5	22.2.17
	三井化学(株)市原工場	市原市千種海岸3	22.2.17
	出光興産(株)千葉製油所	市原市姉崎海岸2-1	22.2.17
	出光興産(株)千葉工場	市原市姉崎海岸1-1	22.2.17
	東京電力(株)東火力事業所姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸3	22.2.17
	住友化学(株)千葉工場(姉崎地区)	市原市姉崎海岸5-1	22.2.17
	日本板硝子(株)千葉事業所	市原市姉崎海岸6	22.2.17
	古河電気工業(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通6	22.2.17
	日立化成工業(株)五井事業所	市原市五井南海岸14	22.2.17
	三井造船(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通1	22.2.17
	三菱製鋼(株)千葉製作所	市原市八幡海岸通1-6	22.2.17
	三井製糖(株)千葉工場	市原市八幡海岸通2-16	22.2.17
	京葉モノマー(株)	市原市五井南海岸11-6	22.2.17
	市原エコセメント(株)	市原市八幡海岸通1-8	22.2.17
	(株)ベイサイドエナジー市原発電所	市原市五井南海岸8-9	22.2.17
袖ヶ浦市	住友化学(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	22.2.17
	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	袖ヶ浦市北袖1	22.2.17
	吉野石膏(株)千葉第一工場	袖ヶ浦市北袖18	22.2.17
	広栄化学工業(株)工場	袖ヶ浦市北袖25	22.2.17
	日産化学工業(株)袖ヶ浦工場	袖ヶ浦市北袖11-1	22.2.17
	日本燐酸(株)	袖ヶ浦市北袖14	22.2.17
	東京電力(株)東火力事業所袖ヶ浦火力発電所	袖ヶ浦市中袖2-1	22.2.17
	旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場	袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17
	チヨダウーテ(株)千葉工場	袖ヶ浦市北袖12-1	22.2.17
	吉野石膏(株)千葉第二工場	袖ヶ浦市南袖52	22.2.17
	(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所	袖ヶ浦市中袖20-1	22.2.17
	東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場	袖ヶ浦市中袖1-1	22.2.17
	(株)中袖クリーンパワー中袖クリーンパワー発電所	袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17
	吉野石膏(株)千葉第三工場	袖ヶ浦市南袖46-48	22.2.17
	エコシステム千葉(株)	袖ヶ浦市長浦拓1号1-51	22.2.17
	日本テクノ(株)袖ヶ浦グリーンパワー	袖ヶ浦市南袖50-1	24.6.29
	木更津市	(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港17-2
君津市	君津共同火力(株)君津共同発電所	君津市君津1	22.2.17
木更津市 君津市 富津市	新日鐵住金(株)君津製鐵所	君津市君津1	22.2.17
富津市	東京電力(株)東火力事業所富津火力発電所	富津市新富25	22.2.17
	新日鐵住金(株)技術開発本部	富津市新富1	22.2.17
計			49社58工場

イ. かずさ環境協定締結事業所（26年3月末現在）

立地市	事業所	協定締結日
木更津市	(公財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6.6.21
	田辺三菱製薬(株)かずさ事業所	9.11.25
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10.12.28
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータ)	12.11.10
	クリエイション・コアかずさ入居者※	
	ソニーイーエムシーエス(株)	25.4.16
	かずさバイオインキュベータ入居者※	
	エイスインターナショナルトレード株式会社	26.3.19
	(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14.2.13
	スマートソーラー技術研究所(株) かずさソーラーファクトリー	20.8.19
	三愛プラント工業(株)クリーンテック事業本部 かずさクリーンテック事業所	21.7.31
	(株)東京機械製作所かずさテクノセンター	23.4.1
	Green Earth Institute (株) Green Earth 研究所	25.12.24
	(株)エジソンパワー	25.12.24
君津市	佐藤製薬(株)かずさアカデミア工場	14.3.29
	河村産業(株)かずさ工場	15.5.2
	児玉工業(株)本社工場	17.7.22
	弘洋電子機器(株)かずさアカデミア工場	18.11.1
	日伸精機(株)かずさ工場	20.3.28
	アウレオ(株)かずさ工場	20.6.23
	黒田精工(株)かずさ工場	20.7.14
	マナック(株)かずさ研究室	20.12.16

※(独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。

(7) 環境関係各種機関設置状況

ア 審議機関等

種類	名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
審 議 機 関 等	千葉県環境影響評価委員会 (環境政策課)	11. 4. 30	千葉県行政組織条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 18名 (20名以内)
	景観等影響評価専門委員会 (自然保護課)	2. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。	学識経験者 8名 (10名)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 (大気保全課)	5. 2. 18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事、公安委員会委員長、関係市町村の長、関係地方行政機関の長、関係道路管理者、事業者の代表者、住民の代表者 35名以内
	千葉県環境審議会 (環境政策課)	6. 8. 1	環境基本法、自然環境保全法	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 特別委員 6名
	千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 (廃棄物指導課)	25. 7. 9	千葉県行政組織条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による意見具申、並びにその他廃棄物処理施設に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
	三番瀬専門家会議 (環境政策課)	26. 4. 1	三番瀬専門家会議設置要綱	三番瀬再生計画(第三次事業計画)に基づく事業を推進していくため、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を行う。	学識経験者 6名(10名以内)
	千葉県地質環境対策審議会 (水質保全課)	25. 7. 9	千葉県行政組織条例	地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染の対策に関する重要事項について調査審議すること。	学識経験者 7名 (10名以内)
法に基づく 審査機関	千葉県公害審査会 (環境政策課)	46. 3. 15	千葉県行政組織条例 (公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。	人格が高潔で識見の高い者 15名以内

(注) 定数と現員数に相違ある場合は()中に定数を示した。

イ 協議・協力機関

(ア) 各県との協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	37. 10. 1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係 1 1 都県市 国土地理院
全国大気汚染防止連絡協議会	38. 12. 5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係る行政相互の協力連携体制の確保とそれに必要な情報交換の円滑化を図る。	47 都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	33. 10. 1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係 12 都県市 国土交通省 水資源機構
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	50. 3. 25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係 10 都県 13 市
東京湾岸自治体環境保全会議	50. 8. 22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連带的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の 1 都 2 県 6 区 16 市 1 町
首都圏自然歩道連絡協議会	53. 9. 8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	55. 11. 12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係 15 都道府県
関東甲信越静環境美化推進連絡協議会	59. 4. 1	関東甲信越静環境美化推進連絡協議会規約	関東甲信越静 11 都県の連絡を緊密にし、空き缶等散乱ごみの対策及び環境美化の推進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
九都県市環境問題対策委員会	元. 11. 16	九都県市首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため九都県市として共同協調して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市廃棄物問題検討委員会	61. 6. 11	九都県市首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、九都県市が共同・協調し、広域的な対応が求められる廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
全国生活排水対策連絡協議会	55. 9. 2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	44 都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	04. 12. 10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等 7 省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

(イ) 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	37. 6. 5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策促進を図る。	県、市町村及び一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	44. 7. 22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係 3 市町、関係団体
印旛沼水質保全協議会	46. 8. 28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質及び生活環境の保全を図る。	県、関係 13 市町、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	47. 6. 10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係 6 市町村、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	47. 6. 14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係 14 市町村
千葉県環境行政連絡協議会	47. 8. 2	千葉県環境行政連絡協議会会則	環境行政における県、市町村及び市町村相互の有機的な協調の保持を図るための連絡調整並びに環境担当職員の知識・技術の向上を図る。	県、市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	48. 9. 26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に関係する企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係 4 市町 県関係企業 団体等
手賀沼水環境保全協議会	50. 2. 18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について必要な対策を協議・推進し、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係 7 市、関係団体
千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会	58. 5. 16	千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領	美しいふるさとづくり運動推進要綱に基づき、県民運動を一体的、かつ円滑に推進する。	県、各種団体
美しい作田川を守る会	60. 1. 30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係 4 市町、関係団体等
黒部川貯水池水質保全対策協議会	06. 10. 21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	県、関係 3 市町、関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	63. 7. 18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県、関係 2 市町
一宮川等流域環境保全推進協議会	03. 4. 23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係 7 市町、関係団体等

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構 成
美しい木戸川を守る会	04. 5. 27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	県、関係5市町村、関係団体
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	10. 4. 1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等 7名 関係市町村 9名
石綿（アスベスト）対策連絡会議	18. 3. 1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びばく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局 県 関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	19. 1. 18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県 関係2市 関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	11. 8. 25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物埋立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県 市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	14. 11. 21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県 千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	02. 9. 11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び県環境研究センター長等16名 市町16名
千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	14. 12. 24	千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員（関係課長、関係出先機関の長、関係市）7名 オブザーバー（国の関係機関）2名

（ウ）県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
美しいふるさとづくり運動推進連絡会議	58. 4. 1	美しいふるさとづくり運動推進連絡会議設置要領	美しいふるさとづくり運動を一体的かつ円滑に推進する。	委員（関係部長等）13名 幹事（関係課長等）19名
地下水汚染対策連絡会	59. 11. 22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染対策に関し、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長 11名
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	61. 4. 1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、調査審査する。	関係課長等 34名
千葉県環境基本計画推進会議	19. 3. 16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長：知事 委員：副知事、各部局長
自然公園等における建築物等対策協議会	02. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園内における建築物等の建設に関し、実施する事前協議において審査及び調整等を行う。	委員（関係課長）20名
千葉県ヤマビル等被害対策会議	04. 7. 20	千葉県ヤマビル等被害対策会議設置要領	ヤマビル・マダニ被害の軽減を図るため、県庁関係機関が行う調査研究等を効果的に進めるとともに、駆除実行体制の整備を図ることを目的として必要な協議を行う。	委員（関係課長）17名
千葉県環境学習推進連絡会議	05. 1. 8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長、室長 23名
ダイオキシン類等問題連絡会議	09. 6. 9	ダイオキシン類等問題連絡会議設置要綱	ダイオキシン類等及び環境ホルモンに係る情報交換と施策の検討を行う。	関係課長 25名
東京湾青潮等調査連絡会議	07. 1. 12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長：環境生活部次長 関係課副課長等 10名
東京湾総量削減計画連絡会議	12. 6. 15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長：環境生活部次長 関係課長 15名
バイオマス庁内連絡会議	15. 7. 14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長 副知事 委員 関係部長 6名 幹事 関係課長 26名

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議	16. 2. 18	千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議設置要綱	千葉県三番瀬再生計画の策定及び策定に係る重要事項の審議並びに各部局間の総合的な調整、計画に掲げられた事業の推進を図る。	会長：副知事 委員：関係部長等 6名幹事： 関係課長等 19名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	16. 6. 9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期する。	委員（関係課長、関係出先機関の長）32名
千葉県アスベスト問題対策会議	17. 9. 22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長：環境生活部長 関係部局長 12名
千葉県省エネルギー等対策推進本部	23. 4. 20	千葉県省エネルギー等対策推進本部設置要綱	東日本大震災に伴う県内の電力供給不足に対応するとともに、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進を図る。	本 部 長：知事 副本部長：副知事 本 部 員：各部局長
千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議	23. 11. 1	千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議設置要領	千葉県における自動車環境対策を推進する。	委員（関係課長）18名

(8) 市町村における環境保全活動

ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。S59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。H7年6月29日
木 更 津 市	木更津市民憲章	ふるさと木更津市に限りない愛情と誇りを持ち、力強く明るいまちづくりをすすめるため、市民憲章を定めます。S62年11月4日
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。H12年7月5日
八 千 代 市	緑の都市宣言	本市が緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、緑地の保全と緑化の推進の基本的な理念を表す。S62年5月23日
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしち君津市民はたがいに手を取りあい、やすらぎのある住みよいまちをつくる。S51年10月1日
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。S49年10月1日
袖 ケ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。H3年6月14日
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的としてH8年10月6日に宣言を行った。
大 網 白 里 市	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。H22年9月1日

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6.12.21 H22.3.23 最終改正
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13.9.27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10.7.3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9.3.31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15.12.24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8.7.31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9.12.25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9.3.31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8.12.24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12.12.27
旭 市	旭市環境基本条例	H17.7.1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11.9.28
柏 市	柏市環境基本条例	H13.9.28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11.12.22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48.3.31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13.7.2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10.11.24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9.6.26 H17.9.30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17.2.11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本条例	H20.3.24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15.3.28
富 津 市	富津市環境条例	H16.3.26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15.10.1

市町村名	名 称	制定日
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
栄 町	栄町環境基本条例	H10. 12. 11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15. 3. 7
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本条例	H14. 3. 29
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8. 12. 19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48. 6. 27

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H7. 10. 2 H22. 3. 23 最終改正
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47. 4. 1
野 田 市	野田市環境保全条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市公害防止条例	S47. 3. 30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11. 9. 30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13. 3. 7
旭 市	旭市環境保全条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45. 4. 1
柏 市	柏市環境保全条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10. 3. 23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47. 6. 20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47. 4. 1
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47. 10. 5
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境保全条例	H20. 12. 25
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47. 12. 21
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27

市町村名	名 称	制定日
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町公害防止条例	S51. 6. 25
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
大 網 白 里 市	大網白里市環境保全条例	H16. 6. 15
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 31
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2

【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 9. 24 H24. 3. 21 最終改正
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 10. 7(当初) H26. 1. 1 改正
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 6. 25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H 元. 3. 28 H23. 3. 22 改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 20 H22. 3. 20 改定
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16. 3. 31 H26. 3. 20 改正
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9. 3. 28(当初) H17. 12. 26
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 9. 30 H25. 3. 1 改正
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 7. 1 H26. 4. 1 改正
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 12. 24
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19. 12. 26 H24. 4. 1 改定
勝 浦 市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 6. 27
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9. 9. 17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 12. 25 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 22
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25 H24. 3. 28 改正
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 3. 25
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 2. 12 H25. 3. 28 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 3. 25
印 西 市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 20

市町村名	名 称	制定日
匝 瑛 市	匝瑛市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 18
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16. 6. 15
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 16
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 21
大 網 白 里 市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 6. 12
芝 山 町	芝山町残土等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
横 芝 光 町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 9
白 子 町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 1. 1
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
大 多 喜 町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例	H9. 3. 19

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24 改定
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木 更 津 市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	H8. 3. 29
松 戸 市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19
野 田 市	野田市環境美化条例	H9. 3. 31
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東 金 市	東金市清潔で美しい町づくりの推進に関する条例	H13. 3. 31
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏 市	柏市ポイ捨て等防止条例	H9. 3. 28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H15. 4. 1
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流 山 市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30 H24. 6. 29 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印 西 市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正
南 房 総 市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑛 市	匝瑛市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27

市町村名	名 称	制定日
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定）	H22. 3. 23
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18
横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 11
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
銚 子 市	銚子市環境保全条例（条例の第3章第4節に水道水源の保護に関する規制について定めています）	H13. 9. 27
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6. 12. 22
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7. 3. 31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7. 6. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7. 3. 30
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18. 3. 20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13. 3. 19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13. 12. 18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8. 10. 1
御 宿 町	御宿町水源水質保全条例	H14. 10. 9

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48. 9. 29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12. 3. 29
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19. 4. 1
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47. 7. 4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48. 3. 30
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50. 4. 1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52. 4. 1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60. 9. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6. 3. 25
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49. 6. 21

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10. 9. 24、H26. 3. 20改正
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19. 12. 19
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19. 12. 19
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7. 3. 17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17. 3. 30
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7. 6. 27
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31、H24. 12. 28改正
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 31
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20. 9. 30

市町村名	名 称	制定日
松 戸 市	川をきれいにする条例	H5. 4. 1
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63. 3. 24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15. 3. 14
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16. 3. 26
	佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例	H18. 6. 30
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 10. 15
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26
	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20. 3. 27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19. 12. 26
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13. 9. 28
	柏市不法投棄対策条例	H19. 3. 28
	柏市地球温暖化対策条例	H19. 3. 28
	あき地の雑草等の除去に関する条例	S54. 3. 26
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17. 12. 19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19. 3. 15
	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30
	流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	H24. 3. 30
八 千 代 市	八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	S55. 3. 31
	八千代市不法投棄防止条例	H14. 3. 26
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11. 4. 1
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47. 12. 25
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30、H21. 3改正
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5. 12. 22
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11
	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 25
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28、H16. 3. 31改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4、H18. 3. 22改正
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
	南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 20、H25. 12. 19改正
香 取 市	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例	H19. 3. 26
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5
	いすみ市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16
	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H10. 6. 24
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14

市町村名	名 称	制定日
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例	H22. 3. 23
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H2. 3. 19
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
長 生 村	長生村空き地等の環境保全に関する条例	H13. 9. 28
長 南 町	長南町を住みよくなる条例	S48. 6. 25
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境基本計画	H7.3 (H23.3 新計画策定)
銚子市	銚子市環境基本計画	H16.3
市川市	第二次市川市環境基本計画	H24.3
船橋市	船橋市環境基本計画	H9.3 (H23.3 改定)
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H19.3.23 (H24.2改定)
館山市	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10.5 (H24.3 改定)
木更津市	木更津市環境基本計画	H15.3.31
松戸市	松戸市環境計画	H10.3.31
野田市	野田市環境基本計画	H11.3 (H23.3 新計画策定)
成田市	成田市環境基本計画 中間見直し	H26.3
佐倉市	佐倉市環境基本計画	H10.3
東金市	東金市環境基本計画	H13.3.30
旭市	旭市環境基本計画	H19.3
習志野市	習志野市環境基本計画	H19.3
	習志野市新エネルギービジョン	H19.2
柏市	柏市環境基本計画	H9.3.31 (H21年3月改訂)
勝浦市	勝浦市環境基本計画	H15.3.31 (H25 新計画策定)
市原市	市原市環境基本計画	H18.3.31
流山市	流山市環境基本計画	H17.7
八千代市	八千代市第2次環境保全計画	H23.3
我孫子市	我孫子市環境基本計画	H13.3
鴨川市	鴨川市環境基本計画	H19.3
	一般廃棄物処理基本計画	H18.3
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市第二次環境基本計画	H25.3
君津市	君津市環境基本計画	H17.3 (H22.3 改訂)
	君津市一般廃棄物処理基本計画	H21.3 (H26.3 改訂)
富津市	富津市環境基本計画	H19.5.1
浦安市	浦安市第2次環境基本計画	H26.3
四街道市	四街道市環境基本計画	H10.3
	四街道市一般廃棄物処理基本計画	H21.3
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15.3.31(H25.8 改訂)
印西市	印西市環境基本計画	H15.3.31 (H25.3 新計画策定)
白井市	白井市第2次環境基本計画	H24.4
富里市	富里市環境基本計画	H14.4.1 (H24.4 新計画策定)
南房総市	南房総市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H20.3 (H24.3 新計画策定)
	南房総市環境基本計画	H22.3
匝瑳市	匝瑳市環境基本計画	H23.3.8
香取市	香取市環境基本計画（中間見直し）	H26.3
大網白里市	大網白里市環境基本計画	H18.10.1
御宿町	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10.3.27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市緑と水辺のまちづくりプラン	H9.12 (H24.3 新計画策定)
市 川 市	市川市みどりの基本計画	H16.3 月
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H9.10 H19.10 改定
木 更 津 市	木更津市みどりの基本計画	H24.4
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10.12 (H21.3 改定)
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9.7 (H22.3 新計画策定)
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19.3
柏 市	柏市緑の基本計画	H8.3 H21.6 改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H21.3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18.3.31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15.3
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画 (改定版)	H26.6.6
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15.2
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15.3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17.4.1
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18.1
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7.3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H12.3
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9.8
大 網 白 里 市	大網白里市緑の基本計画	H15.3.18 H21.3 改訂
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12.3

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市地球温暖化対策実行計画 ／千葉市再生可能エネルギー等導入計画	千葉市では、市民・事業者・市のすべての主体が環境に対する規範意識をもち、各々の役割に応じた温室効果ガスの排出抑制と吸収源の保全に向けた対策を推進するために「地球温暖化防止実行計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」、及び「新エネルギービジョン」を統合した新たな実行計画を H24 年 3 月に策定した。また、下部計画として、25 年 3 月に策定した再生可能エネルギー等導入計画を推進している。
	千葉市地球環境保全協定	事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識を高めていただくため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
	地球温暖化防止アドバイザー制度	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に地球温暖化防止アドバイザーを派遣した。
	住宅用太陽光発電設備設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電設備を設置する方に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kWあたり3万円とし、上限額9万円（市内業者による施工の場合1kWあたり4万円とし、上限12万円）。
	住宅用太陽熱利用給湯システム設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に太陽熱エネルギーを利用した住宅用太陽熱利用給湯システムを設置する方に、その費用の一部を助成する。システム1件につき、自然循環式は4万円（市内業者による施工の場合5万円）、強制循環式は8万円（市内業者による施工の場合10万円）
	住宅用省エネルギーシステム設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に家庭用燃料電池等省エネルギーシステムを設置する方にその費用の一部を助成する。システム1件につき1～20万円
	メガソーラーの導入	千葉市中央区蘇我町にある蘇我廃棄物物理処分場の土地を活用し、民間事業者によるメガソーラーを導入し、H26年3月に稼働した。
銚 子 市	学校の屋上を活用した太陽光発電事業	学校屋上を太陽光発電事業者の有償貸与する事業をH25年度に開始し、18校選定した。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23 年 10 月から実施。太陽電池モジュールの最大受給電力に 1kw あたりの補助単価 4 万円を乗じた額で、最高 16 万円を補助。ただし、市内事業者が施行した場合は、1kw あたりの補助単価 5 万円、最高 20 万円を補助。H25 年度まで。

市町村名	名称	内容
市 川 市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。H25年度末現在 66 事業所と協定。
	市川市環境活動推進委員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	第二次市川市地球温暖化対策実行計画	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。（H25年3月策定）
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	H12年度から実施。住宅用太陽光発電システムの普及促進を図るため、設置費の一部を助成している。補助金額は出力値1kWあたり1万5千円（上限6万円）。
	住宅用省エネルギー設備設置助成事業	H25年度から実施。新エネルギー設備や高効率エネルギー機器の普及促進のため、設置費の一部を助成している。 <補助金額> ・家庭用燃料電池システム 上限10万円 ・家庭用リチウムイオン蓄電池システム 上限10万円 ・エネルギー管理システム 上限 1万円 ・電気自動車充電設備 上限 5万円
	公共施設への再生可能エネルギーの導入	公共施設に太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーシステムを導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。
	地球温暖化対策推進プラン（市川市地球温暖化対策地域推進計画）	市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進するためにH20年度に策定し、6つの重点施策に取り組んでいる。（H28年度を目標年度として部門ごとに目標を設定）市民・事業者・市・関係団体で組織する市川市地球温暖化対策推進協議会を設立するなど、地域の様々な主体と協働で温暖化対策に取り組んでいる。
船 橋 市	船橋市地球温暖化対策実行計画（ふなばしエコオフィスプラン）	庁内組織における環境への負荷の低減、環境保全意識の向上を図るため、温対法に基づく実行計画としてH23年3月に改正し、環境負荷低減の継続的な誘導を図っている。
	船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくものとして、H24年3月に策定。温室効果ガスをH2年度比でH62年度までに50%減を目標に、8つの施策の柱を設定し、市民、事業者、市の役割分担により推進している。
	住宅用太陽光発電システム、住宅用高効率給湯器補助事業	H21年度から実施。太陽光発電 2万円/Kw 上限8万円、エコウィル 4万円、エコキュート 3万円、エコジョーズ 1.5万円、エネファーム 10万円
	環境家計簿「ふなばしエコノート」	電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、環境家計簿「ふなばしエコノート」を出前講座等で配布している。
	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、ゴーヤの苗3,800株を配布。市民等による取組を表彰する緑のカーテンコンクールを実施している。
	公共施設への省エネ・新エネ設備の導入	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー型の設備に更新するなどの改修事業を行っている。
	住宅用省エネルギー設備補助事業	H25年度から実施。定置用リチウムイオン蓄電池システム 10万円、家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 1万円、電気自動車充電設備 5万円。
館 山 市	第三次館山市地球温暖化対策実行計画	H25年11月22日策定。館山市が市内の一事業者として地球温暖化対策を自ら率先し、取り組むことにより、地球温暖化防止に資することを目的に計画した。
	館山市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H25年10月1日策定。地球温暖化の防止、エネルギーの安定確保並びに家庭におけるエネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。
	館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kwあたり2万円（上限8万円）の補助。
木 更 津 市	第二次木更津市地球温暖化対策実行計画	H20年3月31日策定。本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
松 戸 市	松戸市地域新エネルギービジョン	H15年3月策定。行政だけでなく、市民、事業者が「新エネルギーの導入」を体系的、統一的に取り組めるような基本指針。
	松戸市地域省エネルギービジョン	市民、事業者、行政それぞれが自主的に自立して省エネルギーに取り組むまちをめざす。H18年2月策定
	松戸市役所地球温暖化防止実行計画	H16年4月1日策定。「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を再構築し、市役所全体の事務及び事業により排出される温室効果ガスの量で目標設定。23年度から「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」として運用
	松戸市減CO2大作戦（＝松戸市地球温暖化対策地域推進計画）	H21年3月策定。かけがえのない地球を健全な姿で未来に引き継ぐため、市民・事業者・行政が一体となって市全体で温室効果ガスを削減するための目標を掲げ、様々な事業（Matsudo戦略11）を展開しながら削減を目指す。
	松戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	太陽光発電システムの普及促進を図るため、H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kWあたり1万円（上限3万円）の補助
	松戸市環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション21・KES・エコステージ等）の認証を取得する市内中小企業者に対し、補助金を交付。平成21年度より実施。一補助対象事業者あたり50,000円の補助	
	松戸市電気自動車導入補助金	電気自動車を導入（購入・リース）する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり3万円の補助。但し、個人の場合は世帯に一台、事業者の場合は事業場に一台とする。H22年度から実施。
	こどもエコクラブ支援事業	H12年度から実施。環境省の支援を受け、(公財)日本環境協会が全国規模で展開している環境活動のクラブ育成事業の地方事務局として情報提供など活動を支援する。H25年度 登録人数132人。
	松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H25年10月から実施。各省エネ設備の普及促進を図るため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電池システムは各最大10万円、電気自動車充電設備は最大5万円を補助。
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	H19年4月策定(H24年8月新計画策定)。地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。

市町村名	名 称	内 容
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	H19年4月1日策定。市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、H15年度を基準年とし、H23年度までに7%削減することを目標。
	住宅用太陽光発電設備設置奨励事業	H23年9月26日制定。市内に居住している住宅に太陽光発電設備を設置する個人に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kwあたり2万円とし、上限額7万円(3.5kw)
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	H14年3月策定（H20年3月 第2次計画策定、H25年3月 第3次計画（成田市役所エコオフィスパイロット）策定）市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。
	環境家計簿NARITA	H20年1月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止等環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を新たに設置した市民に対し、補助金を交付する。（H21年10月から実施） ・住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの最大出力1kwあたり3万円（上限12万円）。（H25年10月から実施） ・住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用定置用リチウムイオン蓄電池 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用エネルギー管理システム機器（HEMS） 1設備あたり上限額1万円を補助 ・住宅用電気自動車等充電設備 1設備あたり上限額5万円を補助 H27年度まで。
	省エネナビ市民モニター	家庭の電気使用量や排出CO2を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸し出し。10台まで。
	成田市地球環境保全協定	H25年4月から実施。温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と市で協定を締結し、協働して環境保全活動を実施する。
佐 倉 市	環境家計簿	電気・ガス・ガソリンなどの使用量やごみの排出量から、家庭の二酸化炭素排出量を算出。市ホームページで公開するほか、イベント等で配布。
	佐倉市地球温暖化対策地域推進計画	H20年3月策定。佐倉市の自然的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、市民、事業者、市が協働により計画を推進する。
	佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H26年3月策定。佐倉市役所の事務及び事業において温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画。
	佐倉市住宅用太陽光発電設備設置費補助事業	H24年度から開始。住宅用太陽光発電設備出力1kwあたり2万円、上限7万円。
	佐倉市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H25年度から開始。家庭用燃料電池システム（10万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（10万円）、エネルギー管理システム（1万円）、電気自動車等充電設備（5万円）に対する補助。
	エコライフ推進員	市から委嘱された推進員（15名以内）が、市の施策への協力や自らの日常生活において、地球温暖化防止活動を行う。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	H12年11月に策定。東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。
	東金市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kwあたり2万円（上限8万円）の補助
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
	旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金	H26年4月1日改正。省エネ型社会の実現及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、太陽光発電システム（2万5千円/1KW、上限10万円）、家庭用燃料電池システム（上限10万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（上限10万円）、エネルギー管理システム（上限1万円）、電気自動車充電設備（上限5万円）へ平成27年度まで補助
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止実行計画	H21年10月策定。地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。
	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	H21年6月策定。国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、経費の一部を補助。1kwあたり2.5万円、上限10万円。
	住宅用ガス高効率給湯器設置費補助事業	H22年度から実施。住宅用ガス高効率給湯器を設置した市民に対し、経費の一部を補助。1台につき上限5万円。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助事業	H25年度（H26年1月）から実施。住宅用省エネルギー設備を設置した市民に対し、経費の一部を補助。定置用リチウムイオン蓄電システム上限10万円、エネルギー管理システム（HEMS）上限1万円、電気自動車充電設備（V2H）上限5万円。
柏 市	第二期柏市地球温暖化対策計画	H26年3月、CO2排出削減目標H17年度比H32年度までに3.8%削減とする計画に改訂
	柏市エコアクションプラン	H20年4月策定。柏市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、温室効果ガス排出量削減を目標とした新柏市エコアクションプランを新たに策定した。
勝 浦 市	第2次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	H25年度から第2次計画を策定し、市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減目標を示し、排出抑制等を明らかにする。
	勝浦市住宅用太陽光発電システム設置補助事業	市内の住宅に太陽光発電システムを設置する市民に対し補助する。1kw当たり2万円（上限7万円）
	勝浦市住宅用省エネルギー設備設置補助事業	市内の住宅に省エネルギー設備を設置する市民に対し補助する。（家庭用燃料電池システム：上限10万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円、エネルギー管理システム：上限1万円、電気自動車充電設備：上限5万円）

市町村名	名 称	内 容
市 原 市	市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H24年3月策定。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。
	市原市バイオマスタウン構想	H21年2月公表。市のバイオマス利活用目標、今後展開するバイオマス施策の基本的な取組方針を定める。
	市原エコ・オフィスプラン[2013～2020]	H25年3月改訂。自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。
	市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	H18年度から実施。住宅用太陽光発電システム1件あたり2万5千円。（ただし、市内施工業者を利用した場合の特例、1件あたり3万5千円）
	緑のカーテン事業	H21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。H25年度実績：市内公共施設83ヶ所に設置支援。また、緑のカーテンを普及するため、市民、事業者の作った緑のカーテンに関するコンテストを実施した。
流 山 市	流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H22年3月策定。市域の温室効果ガスの排出抑制を目的とし、そのために必要な、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策の策定と、市民や事業者が取るべき行動について定めた。 削減目標：2020年度までに、2007年度と比較して20%削減する。
	流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H22年3月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。 削減目標：2014年度までに2008年度と比較して10%削減する。
	緑のカーテン事業	自治会等を対象に地域ぐるみでの普及を図るため、94自治会ゴーヤ苗5,352株、種6,208粒、学校、保育所、公共施設等ゴーヤ苗1,805株を無料配布。 市民、事業者が設置した緑のカーテン写真及びゴーヤレシビコンテストを実施。
	太陽光発電設備設置奨励事業	地球温暖化対策として、太陽光発電設備を設置する市民に対し、奨励金を交付。 1kwあたり3万円（上限12万）を交付。交付件数151件 16,661千円。
	住宅用省エネルギー設備設置補助事業	地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備を市内事業者から購入・設置する市民に対し、奨励金を交付。 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円 エネルギー管理システム（HEMS）：1万円 電気自動車充電設備：5万円 （各設備の金額は補助金の補助上限額） 交付件数19件 1,270千円
八 千 代 市	八千代市率先実行計画	現在、H23年度から27年度までを計画期間とする第三期計画を展開している。
	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン	H22年2月策定。八千代市におけるエネルギー消費削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。
	八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	・H26年4月1日施行。住宅用太陽光発電設備及び家庭用燃料電池システムを設置する方に、費用の一部を補助する。太陽電池の最大出力1Kw当たり2万円。上限7万円。 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）に1設備当たり10万円補助する。
	グリーンカーテン事業	H23年度から開始。平成24年度は、70世帯に苗を配布。11月にグリーンカーテン写真展を実施。
我 孫 子 市	あびこエコプロジェクト3	H12年策定の第一次率先行動計画での取り組み結果を受け、H23年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。（第三次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画）
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H14年度から実施。補助額：太陽電池モジュール1kw当たり2万円、3.5kwを上限とする。
鴨 川 市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
	住宅用太陽光発電システム設置事業	H21年11月制定。住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し補助金を交付する。 太陽電池の最大出力1kw当たり2万円、上限8万円。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）	地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的としてH22年3月策定。
	鎌ヶ谷市住宅用太陽光発電システム設置促進事業	H22年度から実施。太陽光発電システム設置費用の一部を補助。システム最大出力1kwあたり1万円（上限3万円）
	鎌ヶ谷市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置促進事業	H25年度から実施。リチウムイオン蓄電池システム設置費用の一部を補助。システム1台あたり上限15万円。
	鎌ヶ谷市住宅用エネルギー管理システム設置促進事業	H25年度から実施。エネルギー管理システム設置費用の一部を補助。システム1台あたり上限1万5千円。
	鎌ヶ谷市電気自動車充電設備導入促進事業	H25年度から実施。電気自動車充電設備導入費用の一部を補助。設備1基あたり上限7万5千円。
	鎌ヶ谷市住宅用燃料電池システム設置促進事業	H23年度から実施。燃料電池システム設置費用の一部を補助。システム1台あたり上限15万円。
君 津 市	第3次君津市地球温暖化対策実行計画	H24年3月策定。地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。計画期間：24～28年度、削減目標：22年度比5%削減
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H17年度から実施。出力1kwあたり20,000円（6万円を限度とする）
	家庭用燃料電池システム設置補助金	H25年10月から実施。10万円を限度とする。
富 津 市	富津市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。1kwあたり2万円、上限7万円

市町村名	名 称	内 容
浦 安 市	浦安エコホーム事業	H15年度から実施。地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため、自ら居住し、または居住しようとする住宅に対象設備を設置する方（建売住宅を購入する場合を含む）に、その設置費用の一部の補助を行う。 太陽光発電システム（上限額 10 万円）、家庭用燃料電池システム（上限額 10 万円）、リチウムイオン蓄電システム（上限額 10 万円）、エネルギー管理システム（上限額 10 万円）、雨水貯留タンクが補助対象。
	電気自動車等充電設備設置促進事業	H25 年度から実施。環境負荷の低減や省エネルギーの促進に効果的である電気自動車とプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、普通充電設備の設置に要する費用の一部をの補助を行う（上限額 5 万円）。
	第 3 次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画	H23 年 9 月に策定。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「浦安市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る」ことを目的として策定（～H28 年度まで）。
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制地球温暖化対策の推進を図る。
袖 ヶ 浦 市	第三次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	H25 年 2 月策定。本市自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をする。対象となる事務事業：本市全ての事務事業で、公共事業委託等により管理されているものを除く。計画対象期間：H24～H28 年度。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	太陽光発電システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 1kW 当たり 2 万円(上限 7 万円)
	住宅用省エネルギー設備設置補助金	燃料電池システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限 10 万円
八 街 市	八街市役所地球温暖化対策実行計画	H23 年 3 月策定。市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度(H20 年度)に比べて H27 年度までに 6%削減することを目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23 年度から実施。自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または、太陽光発電システムが設置された住宅を購入し自ら居住する方に 1kW 当たり 2 万円(上限 7 万円)を交付。
印 西 市	第 3 次印西市庁内エコプラン（地球温暖化対策実行計画）	市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度(H22 年度)に比べて H29 年度までに 5%削減することを目指す。計画期間 H25 年度～H29 年度。
	印西市グリーン購入推進指針	製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	印西市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	太陽光発電システム：1kW 当り 4 万円（上限 16 万円） 太陽熱利用温水器：上限 3 万円 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限 10 万円 定置用リチウムイオン蓄電池システム：上限 10 万円 エネルギー管理システム（HEMS）：上限 1 万円 電気自動車充電設備：上限 5 万円
	グリーンカーテン事業	H23 年度から実施。市公共施設において、グリーンカーテンを設置。（H25 実績：66 施設） また、ゴーヤ・アサガオ等の種子を市民に無料配布。（12,000 袋）グリーンカーテンコンテストの実施。
白 井 市	白井市地球温暖化防止対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
	緑のカーテン設置事業	市施設において緑のカーテンを利用し、省資源・省エネルギーに寄与する。また、市民向けには緑のカーテン講座を実施している。
	エコクッキング講座	料理を通じた環境問題に対する意識活動として、市民向けエコ・クッキング講座を実施している。
	白井市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用太陽光発電システムを設置した人及びマンションの管理組合に設置費の一部を補助する。 市内事業者施工：1kW あたり 3 万円、上限 12 万円、市外事業者施工：1kW 当たり 2 万 5 千円、上限 10 万円、マンションの管理組合による施工：1kW あたり 5 万円、上限 50 万円
	白井市住宅用高効率給湯器設置費補助金	高効率給湯器を設置した人に設置費の一部を助成する。 ガスエンジン給湯器：5 万円、ヒートポンプ型給湯器：4 万円、潜熱回収型給湯器：1 万 5 千円、燃料電池：10 万円
富 里 市	富里市地球温暖化防止実行計画	H19 年 4 月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
	富里市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23 年 11 月 1 日から実施。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に、その設置費用の一部を補助する。出力 1kW あたり 2 万 5 千円(上限 10 万円) 市内施工業者を利用した場合 1kW あたり 3 万円(上限 12 万円)
南 房 総 市	南房総市地球温暖化対策実行計画	H22 年 3 月策定。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学 4～6 年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校全児童等に配布する。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
	南房総市バイオマスタウン構想	H21 年 3 月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。
	エコライフ体験学習(緑のカーテン)	H22 年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校及び市民に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23 年度から実施。地球温暖化の防止と地球における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用の太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。太陽光発電システムの出力 1kW あたり 20,000 円(上限 70,000 円)	
匝 瑛 市	匝瑛市地球温暖化防止実行計画	H21 年 2 月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度（H19 年度）に比べて H24 年度までに 6%以上の削減を目指す。
	緑のカーテン事業	H23 年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種を市内の家庭・事業所に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	H24 年度から実施。住宅用太陽光システムを設置する人に対し、出力値 1kW あたり補助金 2 万円(上限 7 万円)、奨学金 1 万円（上限 3 万 5 千円）を助成。

市町村名	名 称	内 容
香 取 市	香取市地球温暖化対策実行計画(改訂版)の策定	H25年3月策定。香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。実施期間：H25～29年。削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度(H22年度)比7.0%削減する。
	香取市住宅用省エネルギー設備設置補助金	H23年度から太陽光発電システム補助から始まり、H25年度から県補助要綱に合わせて、つぎの省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を助成している。 ・太陽光発電システム 1kW当たり2万円 上限8万円 ・家庭用燃料電池システム(エネファーム) 上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 ・エネルギー管理システム(HEMS) 上限1万円 ・電気自動車充電設備 上限5万円
	太陽光発電事業	市自らが電気事業者となり、未利用の市有地を利用した太陽光発電事業を展開中。26年度以降も発電所を4カ所追加する予定。与田浦太陽光発電所 発電出力1,750kW 発電開始日：H26年3月25日
山 武 市	山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱	H21年12月16日制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。
酒 々 井 町	酒々井町地球温暖化防止実行計画	H22年3月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度(H20年度)。計画年度(H22～26年度)。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金事業	H23年11月から実施。町内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、1kWあたり4万円(上限14万円)を補助する。
	住宅用省エネルギー設備設置補助金事業	H25年11月から実施。町内の自らが居住する住宅に、家庭用燃料電池システム(エネファーム)または、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する者に対し、1基あたり20万円を補助する。
栄 町	栄町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。住宅用の太陽光発電を設置する者に対し補助金を交付する。1kWあたり2万円(限度額7万円)
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H25年度から実施。住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し設置費用の一部を補助する。家庭用燃料電池システム 上限10万円、定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円、エネルギー管理システム 上限1万円
東 庄 町	東庄町地球温暖化対策実行計画	H21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。
	東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助	H26年1月から実施。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、設置費の一部を助成している。対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム、電気自動車充電設備
大 網 白 里 市	地球温暖化対策実行計画	H22年3月制定。本市の施設等(市長部局の事務事業、出先機関等を含めた施設及び公用車)を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。計画期間：H22～26年度
九 十 九 里 町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	H23年10月17日制定。地球温暖化の防止及び地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し設置費用の一部を助成 補助率1kWあたり20,000円(上限70,000円)
横 芝 光 町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回不法投棄監視員と協力し、町内全域のパトロール及び広報活動による不法投棄防止と早期発見を行っている。
	横芝光町住宅用太陽光発電システム設置補助金	平成23年10月制定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し補助金を交付する。補助額は太陽電池の最大出力1kW当り3万円を乗じた額とし、10万5千円を限度とする。
一 宮 町	一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H24年4月1日 施行。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及び告示に基づき補助金を交付する。補助金の額は1kW当たり3万円を乗じて得た額とし、10万5千円を限度とする。
長 生 村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	H21年4月制定。長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス(二酸化炭素)排出抑制等の取組みを実施することにより、村民・事業者の規範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的としている。
	長生村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H23年9月20日制定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付。太陽電池の最大出力1キロワット当たり3万円。(上限10万5千円)
白 子 町	白子町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H24年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。太陽光発電システム最大出力に1kWあたり4万円を乗じた額(限度額14万円)
長 柄 町	長柄町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 南 町	長南町地球温暖化対策実施計画	H22年3月制定。長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。
大 多 喜 町	大多喜町地球温暖化対策実行計画	H26年4月1日施行。大多喜町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の取組や総排出量の削減目標を定め、地球温暖化防止対策への推進に繋げる事を目的とする。
御 宿 町	御宿町地球温暖化対策実行計画	H21年4月1日施行。御宿町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の取組や総排出量の目標を定め、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。

エ 保存樹木・保存緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46 年度から市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定している。保存樹木 596 本 奨励金 3,000 円/本 保存樹林 約 231.8ha 奨励金 10 円/㎡
	市民の森	S48 年度から市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置している。 11 か所・約 29.0ha 奨励金 20 円/㎡ (市街化区域)、10 円/㎡ (市街化調整区域)
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約 (無償) を締結した場合、固定資産税は非課税、また、契約期間が 20 年以上の場合相続税は 2 割評価減となる。18 か所 約 20.7ha
市 川 市	緑化等保全事業	「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を、「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に改称し、H26 年 4 月 1 日に施行。緑地等保全事業に協力する者に、補助金を交付する。 <平成 25 年度実績> 交付対象面積 39.4 ha 補助額 11,532 千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の 3 年に一度の剪定等 (費用の 1/2、上限 3 万円) 並びに立ち枯れ等の撤去 (費用の 1/2、上限 20 万円) に対する協定者への補助。<H25 年度実績> 交付対象樹木数 180 本
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林 30 円/㎡、樹木 5,000 円/本、生垣 100 円/㎡ ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48 年 9 月 29 日制定 H25 年度 支給総額 20,739 千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区 20 円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30 円/㎡・年 ・保護樹木 2,000 円/本・年 H25 年度実績 総支給額 13,540,746 円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000 ㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林、借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は 90 円/㎡を支給する。 指定数：8 箇所 対象面積：42,956 ㎡ 支給額：1,187,621 円 (H25 年度実績) 「名木・古木」は、幹周、樹高に応じ 2,000 円～5,000 円/年・本を支給する。 指定数：21 本 支給額：68,000 円 (H25 年度実績)
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢 100 年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。(S50 年 7 月 1 日制定) 名木、古木 3,000 円/本・年、樹林・草地 3 円/㎡・年 (最低 3,000 円～最高 30,000 円)、選定件数 84 件 H25 年度支給総額 480,020 円
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217 ㎡ (年間：5,500 円+11 円/㎡) 都市環境保全地区：38,102 ㎡ (年間：5,500 円+11 円/㎡) 保存樹木：13 本 (年間：3,000 円/本)
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区 (700 ㎡以上の山林)、保護樹木 (高さ 12m 以上、幹周り 1m 以上)
市 原 市	樹林保全地区等指定奨励金	制定：昭和 48 年 5 月。市原市緑の保全及び推進に関する条例に基づく指定 (H26 年 3 月 31 日現在) 樹林保全地区：622,603 ㎡ (6 円/㎡)、野生動物植物保護地区 2,066 ㎡ (6 円/㎡) 保護樹林：市街化区域内 135 本 (5,000 円/本) その他の区域：248 本 (3,000 円/本) 奨励金総額：5,179,090 円
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件 (高さ、幹周など) を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木 3,500 円/本、樹林 15 円/㎡ (対象面積 500 ㎡以上) H25 年度末状況 保存樹木：126 本 (7 本年度途中解除)、保存樹木：59,766 ㎡
八 千 代 市	環境保全林保全樹木	・市街化区域内の樹林、寺社の樹林 500 ㎡以上を有するもの。9ヶ所 29,672 ㎡指定 (H26 年 3 月 31 日) ・保全林以外の樹林で幹周り 1.2m 以上高さ 10m 以上であり、樹容美観に優れていること。41ヶ所 85 本指定 (H26 年 3 月 31 日) ・緑化推進事業助成金 (保全林 30 円/㎡、保存樹木 3,000 円/本) 支給総額 1,145,160 円 (H25 年度実績)
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保存緑地助成金 20 円/㎡ 総面積 249,227.64 ㎡ 保存樹木助成金 1,500 円/本 総本数 200 本 (H25 年度末現在)
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保全特別樹林 市街化区域 60 円/㎡ 調整区域 40 円/㎡ 合計 30,612 ㎡ 保全樹林 市街化・調整区域 30 円/㎡ 11,043 ㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000 円/本 23 本 (H25 年度末現在)

市町村名	名称	内容
鎌ヶ谷市	保全林助成金 保存樹木助成金	鎌ヶ谷市みどりの条例（H5年12月22日）事業内容：美観風致の維持を目的とし、指定した保全林・保存樹木は、枯損の防止等の維持管理費として助成する。 保全林助成金：面積×30円（年額） 指定箇所：14箇所（45,274㎡）H26.6.1以降 13箇所（38,458㎡） 総支給額：1,187,820円 保存樹木助成金：1本あたり1,500円（年額） 指定箇所：13本H26.6.1以降 10箇所（48,326㎡） 総支給額：3,232,914円
	ふれあいの森報償費	鎌ヶ谷市みどりの条例（H5年12月22日） 事業内容：市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的とする。 奨励金：面積×30円+都市計画税+固定資産税（年額） 指定箇所：9箇所（41,510㎡） 総支給額：2,822,569円
君津市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定（1,000㎡以上）や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率：1,000㎡につき3,000円、対象地区総面積：26,219㎡、支給総額：78,640円 ・自然保存樹木 補助率：1本につき1,000円（年額）、対象本数：24本、支給総額：24,000円
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000円/m（40,000円を限度）また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500円/m（40,000円を限度）
浦安市	保存樹木指定事業助成金	規則制定 S55年2月14日。保存樹木を制定し、樹木の保全と管理に要する経費を助成金として交付する。 規則改定 H25年4月1日。指定基準、補助額の改定。補助5千円/本・年（特例時1万円/本・年） 現在30団体（神社寺管理団地・個人）H25年度末 613本、30団体、総額3,520千円
四街道市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額：樹木3,000円/本・年 樹林（1,000㎡以上）3円/㎡・年、樹林（1,000㎡未満）一律3,000円 選定箇所：樹木46本、樹林6箇所8,637㎡、助成金支給総額：164,850円（H25年度）
	生垣設置補助事業	・生垣設置への助成1,500円/m。フェンスを利用した植栽への助成5,000円/m（限度額：100,000円） ・ブロック塀等の撤去への助成5,000円/m、板塀等の撤去への助成2,000円（限度額：100,000円）
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/m H25年度実績 補助件数12件 補助金総額440千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,000円/本・年、樹林3円/㎡・年
白井市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。特別保全緑地 総面積 45,556㎡
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2件 10,000円/件（年額）

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名称	内容
千葉市	工場等緑化協定	敷地面積500㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数 851か所 敷地面積 約1,561ha 緑化計画面積 約266ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 協定締結実績 176地区 約611.7ha
	谷津田保全協定及び谷津田保全活動協定	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、H15年7月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域 25地区 保全協定締結面積 46.4ha（H26年3月末現在）、保全活動協定締結団体 1団体（H22年4月締結）
市川市	都市緑地法による緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する H25年度累計 市内12箇所 6.46ha
船橋市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500㎡以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H25年度 緑化協定件数（宅地開発に伴うもの） 118件 58,215㎡
野田市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19年4月1日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする（保全樹林地の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金15円/㎡+固定資産税相当額を交付する）。指定面積：40,665㎡
成田市	緑化協定	「緑化推進指導要項」により、事業区域が0.3ha以上の場合、緑化率の確保について事前協議を行い、緑化協定を締結。
佐倉市	環境保全協定	環境保全対策を積極的に推進し、環境保全上の支障の未然防止及び環境への負荷の低減に努めることを基本原則としている。
	緑化協定	佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定を締結している。500㎡以上の開発等については10%以上の緑地帯の確保、3,000㎡以上の開発等の場合は、10%以上の緑地帯及び5%以上の公園の設置が必要となる。
習志野市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。

市町村名	名 称	内 容
柏 市	柏すみどりの広場要領	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全 (2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結（5年以上） (3) 事業実績面積(H25年度末)44,683㎡（8箇所）
	緑地保存協定	敷地面積500㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。 (H25年度実績) 45件 235,286㎡(敷地面積) 52,678㎡(緑化面積)
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
	緑化協定	市長、市民ならびに法人および事業者が一体となって緑化を推進するため、「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、一定以上の開発事業地などにおいて緑化協定を締結している。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹木の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹木の保全を図りながら整備計画した。面積約7ha
	斜面樹木の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹木は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹木の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 10,427.52㎡（H25年度実績）
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：1,424,942.2㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場等は、「環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	緑地や街の景観など良好な住環境を保全するため、都市緑地法に基づき、緑地の保全または緑化に関する協定を締結している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	3,000㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 (H26年3月末現在) 実績182ha（三者協定：73事業所 二者協定：115事業所）

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすためにS59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。
市 川 市	(公財)市川市花と緑のまちづくり財団	H25年4月1日 公益財団法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全基金	H4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。
松 戸 市	(公財)松戸みどりと花の基金	H2年3月27日設立 基本財産（造成済額）4億7,000万円 緑と花のフェスティバル開催等、緑化に対する市民意識の普及、向上等の事業を行う。
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	H23年3月に条例を改正し、新たに次の事業を追加（H23年4月1日から施行） ・里地、里山その他の自然環境を保全し、又は活用する事業 ・人と自然が共生する地域づくりを推進する事業 ・緑のふるさと野田を実現するために必要な事業
佐 倉 市	(公財)佐倉緑の基金	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。S59年3月設立。 ※H24年4月1日に財団法人佐倉緑の銀行から移行。
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。117,544千円（H25年度決算）
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	H5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業
柏 市	(財)みどりの基金	・目標額 20億円・基本財産 5億円（H7年4月3日設立）
市 原 市	緑化基金	緑化の推進と緑地の拡大を図るため、市原市緑化基金条例に基づき、S51年に設置。公園、緑地用地の取得及び造成、公共、公益用地の緑化及び保全、緑化推進に伴う苗木の無料配布などに充てている。
流 山 市	流山市ふるさと緑の基金	公園及び緑地の用地取得 公園及び緑地の整備又は管理運営 H25年度末積立金額：486,133千円
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立S60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H25年度末現在 122,500千円
鴨 川 市	鴨川市環境保全基金	H17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立条例制定：S60年4月 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
白 井 市	白井市まちづくり寄附金制度	H25年1月1日制度開始。広く寄附金を募り、その寄附金を財源として寄附者の意向を反映した事業を展開する。寄附金の使い道：環境の保全に関する事業など13メニュー。
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名称	内容
千葉市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。
	大草谷津田いきもの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、H17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、H18年5月に供用開始した。対象区域面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）をH16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物（アライグマ、カミツキガメ）や有害鳥獣対策を実施している。
市川市	生物多様性いっかかわ戦略	生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から推進していくとともに、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を図る。
	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種Ⅰ類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が全国で唯一自生している。そこで、専門家を交えた検討委員会で得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳野鳥観察舎及び行徳近郊緑地観察路の管理	千葉県からの委託を受け、行徳野鳥保護区域において、野鳥類の飛来地及び生息地としての環境が良好に保全されるように適正に管理・運営するとともに、多くの来館者に野鳥の生態観察をとおして自然に親しむ機会を提供するなど、自然保護思想に普及に努めている。 さらに、行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
松戸市	地域環境調査業務	H17年度から実施。市民ボランティアの調査員により、市内の野鳥を兆歳してもらい、(公財)日本鳥類保護連盟が作成した基準により、「環境度」として評価する。H25年度 5段階評価のC
野田市	コウノトリ保護増殖事業	コウノトリの分散飼育による保護・増殖に取り組む。コウノトリと共生する地域づくり事業。 H24年12月に多摩動物公園から2羽のコウノトリを譲り受け、飼育を開始し、H25年に2羽が誕生し、26年に3羽のひなが誕生した。
佐倉市	ビオトープ創出事業	佐倉城址公園内にビオトープ（生物観察水路）を整備。（H10年度～） 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手線川の植生浄化施設を管理。（H16年度～） 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。（H16年度～）
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	H12年度から佐倉市に移管された保全ゾーン内のホテル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。（面積3,680㎡）
習志野市	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。
	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのプリズベン市と湿地提携をH10年2月25日に調印。
柏市	柏市生きもの多様性プラン	H23年3月プラン策定
市原市	市原市ビオトープ保全活動推進事業	制定：H16年6月。H25年度実績2団体、補助総額106,740円（うち土地奨励金6,740円）
流山市	生物多様性ながれやま戦略策定	H22年3月策定。戦略に基づく施策・取組を推進。生物多様性の啓発イベントの開催、モニタリング調査を実施。
八千代市	ほとたるの里づくり事業	ほとたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほとたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が協働で維持管理を行う。
	八千代市谷津・里山保全計画	H23年3月策定。八千代市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたり、保全・再生・活用していくために、施策を展開していく。
富津市	天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業	富津市と君津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。
四街道市	ホテル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホテル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
いすみ市	源氏ほとたるの保護・育成	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ほとたるが発生している。更に「源氏ほとたるの観賞の夕べ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
栄町	コアジサシの営巣地保護	コアジサシが飛来し営巣していたため、保護に努めた。
横芝光町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
御宿町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名称	内容
千葉市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（S62年10月1日施行）
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。（花見川、都川、坂月川、鹿島川）
銚子市	合併処理浄化槽設置促進事業	単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
	河川浄化業務	河川名：小畑川・赤池川 浄化の方法：EM菌の散布
市川市	中小河川等水質調査	市内6河川（赤池川、滑川、清水川、八幡川、高田川、小野瀬川）、8ため池の水質調査を実施。（31カ所）
	市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。
	都市排水路（春木川流域）浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、平成3年～5年度に春木川に流入する水路3ヶ所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。

市町村名	名称	内容
船橋市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併浄化槽の設置促進を図るため、浄化槽の設置に対して補助を行う。(S63年4月1日施行。H24年4月1日から単独浄化槽、くみ取り便槽からの転換設置に限定)
館山市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
木更津市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松戸市	家庭内浄化対策事業	生活排水対策指導員制度を見直し、H25年度末をもって事業を廃止した。
	河川直接浄化施設等の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定(施設数8箇所→4箇所停止、稼働4箇所) 河川名(場所):坂川2箇所、新坂川2箇所 浄化の方法等:曝気付プラスチック接触酸化法、曝気付球状砕石接触酸化法、曝気式礫間接触酸化法
野田市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独浄化処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合の処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。
	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
茂原市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成田市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。なお、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象入槽5~50人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐倉市	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。放流先がない場合の処理装置については、千葉県が定めるガイドラインの基準を満たすものうち市長が認めたものとする。※H25年4月1日に要綱改正。
東金市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	浄化槽維持管理促進事業	合併処理浄化槽の適正な管理の推進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に対し、補助金を交付する。東金市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱(H26年4月1日制定)
旭市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設(日飯岡町)	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏市	合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業	公共用水域への家庭雑排水による水質汚濁を防止するため、単独浄化槽及びくみ取り便所を廃止して合併浄化槽を設置する工事費の一部を補助する。手賀沼流域・利根川流域・江戸川流域
勝浦市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
市原市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流山市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
	水質浄化施設維持管理事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、都市下水路に浄化施設を設置し水質の浄化を図る。
八千代市	高度処理型浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。さらに、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から転換する場合には上乗せして補助する。
	生活排水対策	イベント等での啓発を行う。H25年3月に生活排水対策推進計画の見直しを行った。
我孫子市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路(根戸・宿幹線)の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
	高度処理型浄化槽設置整備事業	H16年度から実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
鴨川市	E・M菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	河川、排水路水質調査	市内河川、排水路等の水域調査を実施。
	家庭用合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水を原因とする河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、水質浄化を図る。
鎌ヶ谷市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えするものに補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法:回転版方式)
君津市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	小糸川、小櫃川、亀山湖、片倉ダムの水質調査を実施。
富津市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

市町村名	名称	内容
浦安市	河川等水質測定	市内4河川における水質測定を定期的に行っている。
四街道市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
袖ヶ浦市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八街市	河川水質調査	S58年度から鹿島川流域で7地点、高崎川流域で6地点において年2回水質調査を実施。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印西市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川9地点において年4回水質調査を行っている。
白井市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川等5地点において年4回水質調査を実施。(二重川・下手賀沼・神崎川・金山落)
富里市	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内5箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
	河川水質検査	市内の河川(根本名川、高崎川、木戸川、江川)の9箇所を年3回水質検査
南房総市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	家庭雑排水共同処理施設:富浦地区、岡本川 処理方法はバイオモジュール方式、豊年川 処理方法はバイオモジュール方式、白浜地区 白浜共同処理施設 処理方法は接触酸化方式
	E.M菌放流・配布	白浜地区及び富山地区の河川や排水路にE.M菌活性液を定期的に放流及び配布し水質浄化を図る。
	河川等水質検査	市内河川及び海域の水質検査(66地点)
匝瑳市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線未流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。
	E.Mによる水質浄化作業	市域中心部を流れる大利根用水路へのE.M菌活性液の放流及び同用水路周辺の家、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。
香取市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路4ヵ所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m ³ /日、BOD除去率60%以上。
山武市	河川水質検査事業	市内12ヶ所の河川水質検査を行なう。(作田川、境川、木戸川)
	浄化槽等設置補助事業	浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。
いすみ市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(S61年に設置)
	河川水質調査	市内河川の水質調査(23ヶ所・年2回)、工場排水水質調査。(3ヶ所・年2回)
酒々井町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
栄町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川環境整備事業	河川に繁茂する特定外来植物の駆除を行い、優良な自然景観・環境を保全する。
神崎町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多古町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。H15年3月26日告示第30号
東庄町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質検査	黒部川・桁沼川の水質検査を年4回実施
大網白里市	廃食用油再生処理事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、廃食用油を毎週日曜日回収し、石けんとBDFにリサイクルする。H25年度から住民団体と協働して回収を実施している。
	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度(単独からの転換)を設けている。
九十九里町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝山町	河川水質調査	町内の河川(木戸川、高谷川)の8ヶ所を年2回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横芝光町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度(単独からの転換)を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

市町村名	名称	内容
陸 沢 町	特定地域合併処理浄化槽整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱	H2年4月1日制定（生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。）
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等23箇所の水質検査を実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。H15年12月5日
	河川水質検査（11カ所）	長柄町山根一宮川 H24年8月2日実施
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。
大 多 喜 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式）、浜地区生活排水処理施設（接触ばっ気方式）
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにくく環境を改善することにより、きれいでおいしいのある生活環境を創造する。H3年3月30日制定
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	H6年6月1日 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名称	内容
千 葉 市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、H16年度に坂月川上流の休耕田を活用したピオトープを整備した。H17年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、H11年4月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、地下水浄化事業を推進している。
船 橋 市	ふなばし三番瀬クリーンアップ	ふなばし三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。H25年度参加者約600人
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	河川環境整備事業	市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。
	河川清掃支援事業	河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。
	江戸川松戸フラワーライン整備事業	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）
成 田 市	ふるさと川づくり事業	根本名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）の整備により、訪れる人々に親しまれる川、成田市のシンボルとなる良好な水辺環境の保全を行っている。
	河川愛護	利根川隣接地域の住民により、堤防敷の清掃を行い、地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出を推進している。
	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民俗文化財）、環境啓発などを行う。 H25年度参加人数：367名。甚兵衛公園（成田市北須賀）にて実施。ごみ拾いは雨天により中止。
佐 倉 市	佐倉市印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。H25年度は、693名参加、併せて740kgの散乱ごみを収集。
	畔田谷津環境保全整備事業	ちば環境再生基金の助成を受けて、田んぼ池や水路等を造成し、市民協働で保全整備を行っている。
柏 市	名戸ヶ谷ピオトープの活用	H14年に整備した名戸ヶ谷ピオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。
流 山 市	手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業	手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。H25年度事業が完了し、5月3日に通水式を開催。今後、防災調整池内の水量を導入し、水量と水質の確保を図る。
	大堀川防災調節池河川環境用水整備事業	大堀川防災調整池及び準用一級河川大堀川へ北千葉導水路及び江戸川からの維持用水を導入し、水量及び水質の確保を図る。
	大堀川防災調節池修景整備事業	
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
印 西 市	河川美化緑化事業	市が手賀川の堤防を占用し、ソメイヨシノを植樹し水辺の景観作りを実施。

市町村名	名 称	内 容
香 取 市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
	黒部川河川清掃	市民・事業者の参加による、黒部川周辺の清掃活動の実施
栄 町	長門川酒直機場周辺の清掃	町民参加による長門川酒直機場周辺の清掃活動を実施
横 芝 光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
陸 沢 町	生き物観察会	鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長 生 村	長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会事業	毎年9月に九十九里海岸に捨てられたごみの回収作業を行う。
白 子 町	長生地区九十九里クリーン対策事業	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年9月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。
	白子集団施設地区管理事業	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。
長 柄 町	稚魚放流事業	町内児童における稚魚の放流を行う。水辺環境の保全、愛護精神の育成を養う。長柄町山根 豊田川支流

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市水環境保全計画	地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取り組むため、H18年3月に計画を策定し、地下水保全対策の推進を図ってきた。H23年度から従来の水環境保全計画と包括した新たな水環境保全計画に基づき、引き続き、良好な地下水の保全を推進している。
銚 子 市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助	H25年8月1日から実施。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用している世帯に対して、浄水器を購入設置する費用の2分の1（上限：10万円）を補助する。
市 川 市	雨水の地下への浸透及び有効利用の推進	良好な水循環の保全や浸水被害の軽減を図り、かつ湯水や非常時の断水に備えた水資源としての雨水の有効利用を推進するため、「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（通称：市民あま水条例）」をH17年7月に施行し、市民との協働により雨水浸透施設及び雨水小型貯留施設の設置を進めている。
船 橋 市	船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付事業	水害の軽減と水循環系の再生を目指し、雨水の流出を抑える施策を進めるため、S61年に制定した要綱をH25年度に補助メニューの増加及び補助金額を増加し、市民が実施する雨水浸透ます、雨どい取付型雨水貯留タンク及び浄化槽転用型雨水貯留施設に対し補助を行う。 ・雨水浸透ます 設置費の2/3（上限4基）1基あたり3万円まで ・雨どい取付型雨水貯留タンク 設置費の2/3 限度額2万円まで ・浄化槽転用型雨水貯留施設 設置費の2/3 限度額10万円まで
館 山 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物および硝酸性窒素、亜硝酸性窒素による地下水汚染の有無を確認するため調査を実施。
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松 戸 市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所6箇所）
	雨水浸透推進事業	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、環境学習の教材や水循環の認識を高める。
成 田 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付する。
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐 倉 市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
旭 市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の2分の1（上限：10万円）を助成する。
習 志 野 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を調査し、汚染原因者に対して汚染物質の除去等を指導すること、貴重な地下資源である地下水の保全を図る。併せて、ほう素・ふっ素についての調査を実施する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
市 原 市	地下水水質分析	市内16ヶ所の井戸を選定し、地下水の水質調査を実施した。
流 山 市	地下水水質調査	市内12ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施。
八 千 代 市	地下水汚染対策・調査	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民観測井戸等の水質調査を実施した。
我 孫 子 市	地下水水質調査	過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。
鴨 川 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
君 津 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による地下水汚染状況のため実施。年3回（6月、10月、2月） 測定項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）
富 津 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
八 街 市	地下水水質調査	市内65ヶ所の井戸を選定し、水質調査を実施。
印 西 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内10箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白 井 市	地下水汚染浄化対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水曝気処理を行い、汚染浄化対策を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸15ヶ所を選定し、水質調査を実施する。

市町村名	名 称	内 容
富 里 市	浄水器設置補助金	居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配管が埋設しておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3(上限7万円)を補助する。
匝 瑳 市	地下水水質調査	市内7ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香 取 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
	地下水水質調査	市内2地区、62ヶ所の飲用井戸を選定し、水質調査を実施。
山 武 市	地下水水質検査事業	市内で選定した箇所の水質検査を行なう。
い す み 市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査(20ヶ所)
神 崎 町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。
東 庄 町	地下水汚染防止対策事業	町内5ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九 十 九 里 町	地下水検査事業	3ヶ所実施。
芝 山 町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、ヒ素」が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用または井戸の掘替費用の一部を補助
長 柄 町	地下水水質検査	2箇所実施
長 南 町	地下水水質調査	熊野の清水を含め地下水水質調査6ヶ所調査実施する。
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物(4項目)による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業を実施する。(委託)(H25年度末で廃止)
	家庭ごみの5種19分別収集	家庭ごみの5種19分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ(5種類)、資源物(ビン(3種類)、缶、ペットボトル、古紙・布類(6種類))をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集(電話及びインターネットによる申込み(有料))している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、古紙・布類の資源物を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	ステーション収集(10分別) 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装。拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市 川 市	市川市リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切に」心の醸成を目的として、家庭で不用となった家具等で使用可能なものを無料回収して、リサイクルプラザ内で展示販売を行っている。また、リサイクル情報発信基地としての講座の開催・情報提供等を実施している。<リサイクルプラザ事業>委託
	12分別収集	H14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分：燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ(大型ごみは戸別有料収集)
	生ごみ堆肥化事業	小・中学校等の給食から出る生ごみを各施設に設置してある生ごみ処理機により一次処理したものを、堆肥の原料として使用していたが、現在、東日本大震災に伴う放射能汚染の影響で、堆肥の製造を中止している。
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、ビン・カン、金属類、ペットボトルの回収を実施。
館 山 市	ごみの分別収集	H25年4月から粗大ごみの分別収集を実施。12品目の分別収集を実施。
木 更 津 市	12分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松 戸 市	8分別収集	①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル(粗大ごみのみ有料)
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。(紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル)
野 田 市	資源再利用促進助成金制度	資源再生利用促進助成金制度
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
茂 原 市	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収。
成 田 市	分別収集	H24年10月から 9分別：可燃ごみ、プラスチック製容器包装(ブラマークのあるもの)、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、紙類、衣類・布類、粗大ごみ ・使用済み天ぷら油拠点回収を実施。
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体(自治会・子供会等)に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐 倉 市	分別収集	全11種類(もやせるごみ、うめたてごみ、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯)の分別
	資源リサイクル	ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯
	資源回収報償金	ビン、カン3円/1kg、古紙、古繊維3円/1kg、紙パック3円/1kg
	ペットボトル回収	拠点回収(32ヶ所)により、ペットボトル回収を実施。
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。(委託事業)

市町村名	名 称	内 容
東 金 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集、不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
	リサイクル	市内8ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
	ごみ資源化推進事業	資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付する。
	廃食用油リサイクル	家庭から排出される食用油を拠点回収。
旭 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類）及び粗大ゴミ（直接搬入）に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。（5円/kg以内）
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
習 志 野 市	ごみの分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類）、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金（4円/kg）、回収業者への補助（4円/kg）を実施。
	リサイクルプラザ事業	リサイクルプラザ内の再生施設では、自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に提供している。（委託）また、リサイクルに関する各種教室などの啓発事業も行っている。（直営）
柏 市	資源回収事業（旧柏地域） 〃（旧沼南地域）	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託。 資源品（古紙・古布・金属類・ビン）及びペットボトルの収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ回収は、旧柏地域は直営、旧沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ家具・自転車修繕等事業	柏市リサイクルプラザリボン館において、家具・自転車の修理及び販売を委託により実施。
勝 浦 市	分別収集	ごみの16種類分別収集を実施している（燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金物、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック）。
市 原 市	分別収集	H24年10月からペットボトルについて従来の拠点回収に加え、ステーション収集を開始した。また、蛍光管の有害ごみとしての分別収集を開始し、17分別を実施している。（燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、廃乾電池、蛍光管、粗大ごみ、資源物（雑誌、段ボール、紙パック、新聞紙、雑がみ、缶、びん、布類、ペットボトル））※資源物の収集は委託。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	市原市リサイクルフェア	市民団体と事業者で構成する実行委員会が、フリーマーケット等のごみ減量とリサイクルに関する啓発事業を行う。
流 山 市	リサイクル活動「集団回収」	自治会、子ども会などの登録団体が行う資源物回収に報償金を、回収する業者には奨励金を交付。
	5種分別収集	「燃やすごみ」、「プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「有害・危険ごみ」の5種分別を実施。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座や教室、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセールの開催。粗大ごみとして出された家具・自転車の再生販売。
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	H12年7月から公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	資源回収団体に奨励金、回収業者に特別協力金を交付している。
	廃食用油リサイクル	清掃センター及び拠点回収場所に持ち込まれる廃食用油をバイオマス燃料に再生する。
我 孫 子 市	資源の分別収集	資源の分別収集を10種16分別で実施。（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）H19年6月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。H20年1月から、一部地域の一般協力家庭の生ごみの資源化を実施。資源の収集、処分は委託。剪定枝から放射性物質が検出されたため、H24年7月から「燃やさないごみ」に変更。資源化の再開は未定。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的としてH15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。（放射性物質を含む汚泥や焼却灰を敷地内に保管していることから24年度から開催を中止。再開は未定。）
鴨 川 市	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付。（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品をもちより、有効利用を図る。
	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。（燃やせるごみ、金物類、ガラスセモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール、白色トレイ、粗大ごみ）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催。（年1回）
	有価物回収運動	ごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）に対し回収量に応じた奨励金を交付する。
君 津 市	リサイクルプラザ事業	H9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種類・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破砕・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg
	資源ごみ回収事業協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。

市町村名	名 称	内 容
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
浦 安 市	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装回収	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。（5円/kg）
	廃食油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収。
四 街 道 市	分別収集	10分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類）、資源物（缶類）、資源物（古紙）、資源物（繊維）、資源物（ペットボトル））
	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。
袖 ヶ 浦 市	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している。
	分別収集	可燃・不燃・粗大・金属・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、有害ごみ、粗大ごみ
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。
	使用済植物性食用油の回収	H22年1月から実施。毎月第2水曜日に拠点回収。
印 西 市	廃食油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内15ヶ所にて拠点回収。
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
白 井 市	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料としてリサイクルする。
	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。
	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。
富 里 市	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
	分別収集	8分別（可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、体温計、紙パック）で収集。
南 房 総 市	分別収集	家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せともの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類の9分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。
	バイオディーゼル燃料製造事業	ごみの減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市民や市内学校給食センター、保育所などから廃食用油を回収し、公用車（ごみ収集車）の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用している。
	エコキャップ運動	市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるというもので、市が収集拠点となり運動を啓発・推進している。
匝 瑳 市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
	使用済小型家電の回収	H26年度から、市役所本庁舎及び野楽総合支所に回収ボックスを設置し、有用金属を含む使用済小型家電の回収を行っている。
香 取 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル・ダンボール）の収集を実施。
	フリーマーケット	各種イベント開催時に実施。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
	指定袋制導入（小見川地区、山田地区）	【小見川地区、山田地区】 H21年10月1日から小見川地区、山田地区について指定袋制を導入。可燃、不燃、資源（ビン、カン、ペットボトル、ダンボール）の分別収集を開始。 【佐原地区、栗源地区】 可燃、不燃、資源（ビン、カン、ペットボトル、紙類）の分別収集。
	再資源化物回収奨励金	自治会、PTA等の資源ごみの回収を実施した団体に対して、奨励金を交付
山 武 市	資源回収運動奨励金	自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。（3円/kg）
	リサイクル倉庫事業	リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。
い す み 市	ごみの分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ（ガラスせともの類・金属類）、資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル・古紙類）の分別収集を実施。
	資源再生利用促進事業	各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。（3円/kg）
酒 々 井 町	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
	ペットボトル回収事業	協力店（2店）で回収し、リサイクルを実施。
	蛍光管、乾電池回収事業	協力店（蛍光管6店、乾電池7店）及び役場で回収し、リサイクルを実施。
栄 町	分別収集	5分別（可燃、不燃、資源、有害、粗大）で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。 制定：H10年7月1日、リサイクル事業：委託
神 崎 町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当り3円の奨励金を交付。
	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。
多 古 町	分別の種類	可燃、資源8分別（プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類）、不燃、粗大
	リサイクルの日	年2回（10月、3月）古紙・衣類を回収する。
	フリーマーケットの開催	年2回（4月、9月）なのはな祭り及びコスモス祭りの一環としてフリーマーケットを開催する。
東 庄 町	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類）の分別収集。

市町村名	名 称	内 容
大 網 白 里 市	分別収集	分別収集については7種類（可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計）
	資源再生利用促進奨励金交付事業	S57年4月1日適用 資源の収集を市内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体で実施した場合奨励金を交付する。
	廃食用油回収事業	H14年から実施。家庭で使用された食用油を市内3ヶ所で回収。
	リサイクル回収倉庫	H20年5月から売払い実施 市内4ヶ所設置（雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、一部で雑がみ回収）
	生ごみ堆肥化処理機設置費補助事業	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機：1世帯1基②コンポスト容器：1世帯2基③EM容器：1世帯2基 ④家庭用小型剪定枝破砕機1基：購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。
九 十 九 里 町	資源回収運動	P T A、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。(3円/kg)
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
	リサイクル	町内2箇所リサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールを回収。内1箇所H25年12月から古着を回収。
芝 山 町	廃棄物資源化回収事業	P T A、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。(3円/kg)
	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
横 芝 光 町	分別収集	光地域では、3分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）で収集。横芝地域では、4分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ）で収集。
睦 沢 町	容器包装リサイクル	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長 生 村	資源ごみ収集	ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月1回ステーション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、また、カンとペットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。
	資源ごみの定期回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみをゴミ集積所で月1回収集(ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・雑紙・衣類・紙パック等)
	入歯リサイクル	役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。
	リサイクルマーケット	住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。(可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)

シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量処理機購入費補助事業	販売価格(税込)の1/2、上限3万5千円、同一住居あたり1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入費補助事業	販売価格(税込)の2/3、上限4千円、同一住居あたり2基まで補助
	ごみ減量のための「ちばルール」推進事業	「ちば型」の資源循環型社会実現を目指し、小売業者等とごみ減量のためのちばルール行動協定を締結
	千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	焼却ごみ量の1/3を削減し、3清掃工場から2清掃工場体制への移行を目指す。分別の徹底に取り組み、特に生ごみの減量・雑がみの分別について、普及啓発を行った。
	指定ごみ袋制度	ごみの減量、分別収集の徹底、事業系ごみの混入防止、作業員の安全確保の観点から、H7年1月より家庭ごみ指定袋制を導入。可燃ごみ(特大、大、中、小)…半透明、不燃ごみ…透明
	粗大ごみの有料化	H10年8月から実施
銚 子 市	家庭ごみ手数料徴収制度	家庭ごみの減量・再資源化の推進及びごみ処理費用負担の公平化のためにH26年2月1日から導入。 【対象】可燃ごみ・不燃ごみ 【手数料額】0.8円/ℓ ・可燃ごみ 450(36円/枚)、300(24円/枚)、200(16円/枚)、100(8円/枚) ・不燃ごみ 200(16円/枚)、100(8円/枚)
	生ごみ処理機等購入費補助	市内で生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付。これまでの電動式処理機に加え、コンポストへも補助を拡大。
市 川 市	銚子市使用料及び手数料条例	・指定ゴミ袋(袋に収集処理料を加算)H16年10月1日施行 可燃袋(200相当)15円/枚、可燃袋(300相当)20円/枚、可燃袋(450相当)30円/枚、不燃袋(450相当)30円/枚、資源袋(450相当)10円/枚 ・粗大ゴミ収集運搬処理手数料15kg以下のもの500円、15kgを越え30kg以下のもの1,000円、30kgを越え45kg以下のもの1,500円、45kgを越えるもの2,000円
	ごみ減量・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組み販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。
	市川市廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)制度	平成5年度に、市から委嘱された推進員が、ごみの減量化とリサイクルの徹底を推進するために設置された。<H25年度実績>じゅんかんパートナー 207人 報酬 1,000円/月
	生ごみ堆肥化容器補助事業	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を補助している。<H25年度実績>コンポスト:55基 ※購入費の半額(上限3,000円)
船 橋 市	指定ごみ袋制度	燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カンについて指定ごみ袋制度を導入している。(ビン、カンについては、透明または半透明の袋に入れての排出も可)
	生ごみ処理機購入費助成	コンポスト容器等：1世帯につき2基まで購入価格の1/2 上限3,000円で助成。 生ごみ処理機：1世帯につき1機まで購入価格の1/2 上限20,000円で助成。
	粗大ごみの有料化	H14年10月から実施。350円～

市町村名	名 称	内 容
館 山 市	可燃物用指定袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入（H14年7月～）。 H21年1月1日から料金改定。45ℓ（50円/枚） 20ℓ（30円/枚） 10ℓ（20円/枚）
	粗大ごみ収集の有料化	H25年4月から実施。粗大ごみ1点につき500円。
木 更 津 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機までで購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で25,000円を限度。
松 戸 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器 購入金額の1/2（上限6,000円） 生ごみ減量化機器 購入金額の1/3（上限20,000円） （H25年度実績） 943,200円
	指定ごみ袋制度	年間130枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（20ℓ:85円/枚、30ℓ:125円/枚、40ℓ:170円/枚）
野 田 市	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。
	家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
茂 原 市	茂原市生ごみ堆肥化容器設置推進事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器について補助額を差し引いた価格で販売。
	生ごみ処理機購入費補助事業	生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。（上限18,000円）
成 田 市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋（5種類）、収集料金：無
	家庭用ごみ減量器具設置補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐 倉 市	生ごみ処理器補助制度	コンポスト容器補助 購入費の1/3（上限2,000円） 生ごみ処理機補助 購入費の1/4（上限10,000円） 発酵菌容器補助 購入費の1/3（上限2,000円）
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビン、その他紙、プラスチック）
	買物袋持参運動	買物袋を持参して協力店で買い物をすると、40回で指定ごみ袋10枚と交換。
東 金 市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額2.5万円
	指定ごみ袋制の導入	可燃ごみ袋（45ℓ:35円/枚、30ℓ:25円/枚、20ℓ:15円/枚）
旭 市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。電動生ごみ処理機の場合、購入価格の1/3で、15,000円を限度とする。
	ゴミの有料化	可燃用（大30ℓ:450円/10枚、小15ℓ:250円/10枚）、不燃用（450円/10枚）、資源用（カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック 各250円/10枚）
	旭市廃棄物減量化推進員の設置	一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図る。旭市廃棄物減量化推進員設置要綱（H25年4月1日制定）
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会の開催と環境美化推進員を対象とした廃棄物等に関する講習会の開催を行う。
	指定ごみ袋	燃えるごみ、燃えないごみについて市指定ごみ袋を導入（透明・半透明のポリ袋でも可能）し、価格は販売先で決定している。
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限1万円 ・機械式の生ごみ処理容器：本体購入価格の1/3、上限1万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有 （旧柏地域：可燃ごみ、容器包装プラスチック類）（旧沼南地域：燃やすごみ、プラスチック系ごみ）
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	ゴミの減量化推進事業の一環として、条件にあった生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付する。
	ゴミの有料化	H20年7月から実施。（20ℓ:20円/枚、30ℓ:30円/枚、40ℓ:40円/枚）
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理費購入費補助制度	生ごみ肥料容器：購入価格（1基）の1/2で限度額3,000円、1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1基）の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
流 山 市	循環型生ごみリサイクル事業	生ごみ処理機を活用して、学校給食の食べ物残渣が資源循環型ネットワークにより、資源化できることを児童生徒に認識してもらう事業。
	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定。
	廃棄物減量等推進員	地域のごみ減量リーダーとして自治体から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱。
	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物を有する事業者に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務づけ。
	剪定枝の資源化	市内で発生した剪定枝を森のまちエコセンターに堆肥化し販売していたが、現在は休止中。
八 千 代 市	廃棄物減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民他で構成。推進員は自治体推薦。
	生ごみ堆肥化容器等購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	H12年7月1日から実施。（40ℓ→24円/枚、30ℓ→18円/枚、20ℓ→12円/枚、10ℓ→8.5円/枚）ただし、10ℓはH23年8月から
	粗大ごみ有料化	H17年7月1日から実施。

市町村名	名 称	内 容
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機（本体価格の1/2、上限30,000円）コンポスト容器（本体価格の2/3、上限3,000円）ボカシ容器（本体価格の2/3、上限3,000円）
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙パックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類（缶含む）を対象に5円/kg、1世帯当たり10円/月
	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	H16年4月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やHPで市民にPRしている。 H25年3月末現在の認定事業所数は114。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金（購入費の1/2の額、上限3,000円）。 生ごみ処理器購入費補助金（購入費の1/2の額、上限30,000円）。 EM生ごみ処理容器購入費補助金（購入費の1/2の額、上限3,000円）。
	ごみ有料化制度	燃やせるごみ 50円/450袋、20円/200袋（袋別別）
鎌 ヶ 谷 市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H8年10月から有料化を実施。粗大ごみ1点につき、直接持ち込み：430円・戸別収集：860円
	買い物袋の持参推進運動	市内にある推進運動加盟店にてレジ袋を辞退するとスタンプを1つ捺印し、一定数のスタンプが集まると市指定ごみ袋又はオリジナル買い物袋と交換している。
君 津 市	生ごみ処理容器等購入費助成制度	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助している。
	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみ袋について、世帯に対し一定枚数を無料で配布し、それを超えた場合は購入する。 小袋:90円/枚、中袋:135円/枚、大袋:180円/枚
	剪定木等の堆肥化事業	剪定木の処理手数料 50kg以下の場合は10kgあたり80円 50kgを超える場合は10kgあたり170円
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度3,000円、1世帯2容器まで。
富 津 市	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。
	生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付。（購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで）
浦 安 市	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	助成金の額は購入額の1/2とし、20,000円を限度とする。
	事業系少量一般廃棄物指定収集袋導入	少量排出事業者の適正処理と分別・再資源化の促進、燃やせるごみの減量を目的に、H18年1月4日から事業系有料指定袋を導入した。その後、H19年7月2日から資源物の事業系有料指定袋を導入した。（燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋220円、22.50袋110円、資源物（びん・缶・ペットボトル用）450袋110円、22.50袋55円、紙類用55円） また、受益者負担の適正化とごみ減量意欲の向上を目的に、クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物処理手数料が変更になったことに伴い、事業系少量一般廃棄物指定ごみ袋の価格も変更になった。（燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋280円、22.50袋140円、資源物（びん・缶・ペットボトル用）450袋各140円、22.50袋各70円、紙類用70円、差額シール15円、60円）
四 街 道 市	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物すると20回で可燃ごみ指定袋（小）5枚と交換
	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
袖 ヶ 浦 市	ごみ指定袋制事業	燃せるごみ、燃やせないごみ共通（40L：16円/枚 30L：13円/枚 20L：11円/枚）
	粗大ごみ有料化事業	戸別収集 1点あたり500円または1,000円、自己搬入 10kgあたり100円
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金事業	生ごみ肥料化容器 購入額の1/2 上限3,000円 機械式生ごみ処理機 購入額の1/2 上限25,000円
八 街 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ（特大・大・小）、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、乾電池
印 西 市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器：購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機：購入金額の2/3、上限40,000円の補助。
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	リサイクル情報広場の設置	不用品情報コーナーの設置。
	ごみ分別推進事業	スーパーや公民館等での啓発活動の実施。
	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定。
白 井 市	マイバッグ普及促進協力店制度	市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。
	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。	
富 里 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ（大、中、小）、不燃ごみ（小）、資源ごみ（大）の3種 粗大ごみ1点について、品目により350円～1,750円 H19年4月1日から開始
	指定ごみ収集袋	可燃ごみ、可燃ごみ（小）、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの5種類。 価格は販売先で決定し、収集料金は無料。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器等購入者に対し、助成金を交付する。
南 房 総 市	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店をリサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクルの促進を図る。
	ごみ指定袋	可燃ごみ 450：520円/10枚、300：420円/10枚、200：310円/10枚、100：160円/10枚
南 房 総 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	コンポスト容器 購入価格の1/2 上限3,000円 EM生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 生ごみ処理機 購入価格の1/2 上限30,000円 ※1世帯当たりコンポスト容器及びEM生ごみ処理容器はあわせて2基まで、生ごみ処理機は1基まで
	レジ袋削減運動 （3つの買い物運動）	3つの買い物運動（簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参）として、環境学習会参加者等にエコバックを配布し、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。

市町村名	名称	内容
匝 瑛 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋大・不燃ごみ袋各1枚40円、可燃ごみ袋小・資源ごみ袋大・資源ごみシール各1枚20円、資源ごみ袋小1枚10円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
香 取 市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器（購入金額の1/2、限度額3,000円） 生ごみ処理機（購入金額の1/2、限度額20,000円）
	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正	H20年10月1日、廃棄物処理手数料「家庭廃棄物用指定袋（可燃ごみ用）」の改正 旧佐原市及び旧栗原町 大袋1袋につき40円。中袋1袋につき30円。小袋1袋につき20円
	可燃ごみ袋の有料化	【小見川地区、山田地区】 H21年10月1日から可燃ごみ袋の有料化開始（大：51円、中：40円、小：28円） 【佐原地区、栗原地区】 可燃ごみ袋代に処理手数料上乗せ（大：40円、中：30円、小：20円）
	リサイクル拠点施設の整備	香取市循環型社会形成推進地域計画（H24年10月改訂）に沿って、香取市リサイクル拠点施設を建設。 施設名：佐原清掃事務所、設置場所：香取市大崎1900番地、処理能力：4.7t/日（ストックヤード414㎡） 再資源化物の収集や枝木の破碎（チップ）及び発泡スチロールを減容処理することにより、資源化を推進する。
山 武 市	家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助事業	生ごみの減量化を目的とし、生ごみ堆肥化装置の設置者に対し、補助金を交付する。（1/2以内。2万円限度）
い す み 市	指定ごみ袋	可燃・不燃・資源（カン・ビン・ペットボトル）ごみ袋（大）10枚/500円 可燃・資源（カン・ビン・ペットボトル）ごみ袋（中）10枚/300円
酒 々 井 町	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カンの4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集（処理券500円、処理袋250円）
栄 町	生ごみ処理容器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限25,000円 1世帯1基 制定：H9年4月1日
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体（自治会・子供会等）資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類：紙、繊維類、金属類 制定：H4年4月1日
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	手数料・燃やすごみ袋 大45円 中25円 小15円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中30円 小15円、粗大ごみシール 100円
神 崎 町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
多 古 町	生ごみ処理機設置事業	家庭用の生ごみ処理機の購入に際して、購入価格の1/2（最高25,000円）を補助する。
	指定ごみ袋有料化	可燃ごみ袋:40円、不燃ごみ袋:40円、資源ごみ袋:20円
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2（3万円を限度）として、補助金を交付。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ（指定袋有 有料）：大40L 51円/枚、中30L 40円/枚、小20L 28円/枚 不燃ごみ・資源ごみ（指定袋有 無料）：市場価格 紙類・衣類（指定袋無 無料）
大 網 白 里 市	家庭ごみ処理の有料化事業	H21年10月1日施行 可燃ごみ袋 特大：350円 大：250円 小：150円
	ごみ減量化推進事業	環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや市広報誌で周知をしていく。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。
九 十 九 里 町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の1/2（限度額：コンポスト3,000円、生ゴミ処理機10,000円）
	指定ゴミ袋制度	燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ大1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器（コンポスト・密閉容器）購入費の1/2（100円未満切捨て）5,000円限度。 生ごみたい肥化機器（電気式生ごみ処理機）購入費の1/2（100円未満切捨て）20,000円限度。
横 芝 光 町	ごみの有料化	光地域は、可燃（大）40円/枚、（小）20円/枚、不燃ごみ40円/枚、資源（大袋）20円/枚、資源（小袋）10円/枚、資源（シール）20円/枚。 横芝地域は、可燃（大）40円/枚、（小）30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚（粗大処理料は1品200円）。
	粗大ごみ特別収集	光地域では、処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して個別収集を行っている。基本料金2,000円+従量料金（100kgごと）400円。家電リサイクル対象商品は別途処理料金を加算。
	電動生ごみ処理機購入助成	電動生ごみ処理機を購入した世帯に対し、購入金額の1/3を助成する。（上限20,000円）
	資源再生利用奨励金	ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やPTA等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。（3円/kg）回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類。

市町村名	名 称	内 容
陸 沢 町	生ごみ減量化対策事業	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2 (限度額20,000円) H3年4月1日
長 生 村	生ごみ処理機購入費補助金	H14年3月22日制定。一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化を図るため購入し、設置した者に対して補助金を交付。電気式生ごみ処理機:購入額(消費税及び地方消費税を除く)の1/2以内で限度額30,000円、1世帯当たり5年度につき1基まで。
白 子 町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。(コンポスター:購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機:購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基)
長 柄 町	生ごみ処理容器設置補助金	コンポスト1基2,350円の補助金 1家庭2基以内補助金の交付を受け設置後、5年以上経過した者
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限(2基まで) EMポリバケツ 購入価格(2個セット)×1/2で2,000円上限(2セットまで) 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
大 多 喜 町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円
	生ごみ処理機購入費補助事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1基当たり15,000円を限度に購入価格の1/2を補助する。
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト:購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一帯2個まで 生ごみ処理機:購入額の1/2以内、限度額30,000円 指定袋有(H24.10/1~) 燃やせるごみ専用袋 450:50円/1枚 200:30円/1枚(購入金額の中に一部手数料を添加している) 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 450:15円/1枚 200:7円/1枚(処理手数料の添加なし)
鋸 南 町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ1枚あたり200:30円、450:50円

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	H17年3月策定 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策の方向性を明らかにする。
	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校(各区1校)を環境モデル校として指定し、環境保全に関する各種の活動を実践してもらう。
	ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、千葉市地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等を開催した。
	環境情報紙「エコライフちば」	一般市民を対象とした環境情報紙「エコライフちば」を年2回(各4,000部)発行した。
	環境教育教材等作成事業	小学校(4~6年生)を対象とした「ちばキッズエコ調査隊エコエコ大作戦」及び中学生を対象とした「中学生のための環境学習ハンドブック」を作成し、配布した。(各10,000部作成)
	ごみ分別スクール	小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を開催する。 <H25年度実績> 実施校 市内114校 参加者数 8,523人 予算額2,600千円
	ごみ出しチェック隊「ヘラソーズ」	ごみ分別スクールを受講した小学校4年以上の児童とその保護者、町内自治会役員が市職員と一緒に、学校周辺のごみステーションを回り、排出状況のチェックを行う。 <H25年度実績> 実施地区 19地区 58ステーション 参加者数 607人 予算額 116千円
	「へらそうくんルーム」(未就学児)	保育所(園)、幼稚園を対象に、紙芝居の読み聞かせや、ゲーム等を行い、3Rの考え方に慣れ親しんでもらう。<H25年度実績> 実施か所 12か所 参加者数577人 予算額 153千円
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、生活環境課から講師(職員)を派遣し出前講座を実施(参加人数30人)
市 川 市	いちかわ子ども環境クラブ	市川市内の3歳~高校生までのこどもたちに環境学習の機会を提供するとともに、自発的に学習に取り組めるように支援する事業。 登録クラブがそれぞれ目標を決めて活動しているほか、全体活動として発足式や活動内容発表会の開催、親子で楽しめる環境講座を開催している。<H25年度末実績> 登録団体数 8団体 登録者数 109人
	市民環境講座	環境問題を身近な問題としてとらえてもらうための講座を実施している。 <H25年度実績> 開催回数 6回 参加者数 延べ 75人
	大学との包括協定に基づく講座の開放	千葉商科大学との包括協定に基づき、講座の一部を市民に開放してもらい、環境問題に興味・関心がある市民と学生が共に学ぶ場としている。<H25年度実績> 受講市民人数45名
	小中学校における環境学習の支援	小中学校における環境学習を支援するため、パンフレットの作成、教材の貸出、講師の紹介などを行っている。<H25年度実績> 回数 36回 対象者数 延べ 3,660人
	事業者に対する環境学習	環境問題への取り組みを推進し、企業と行政で情報の共有を図るため、毎年環境情報交流会を開催している。<H25年度実績> 参加人数 62名 予算額 0円
	リサイクル施設見学ツアー	分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設(ごみ処理施設)の見学ツアーを実施した。<H25年度実績> 親子対象 実施回数1回 参加人数20人 市民対象 実施回数1回 参加人数27人
船 橋 市	セミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらの調べ方を学ぶ入門コースと公園のぬけがらを調べる実践コースを実施した。(H25年度) 入門2回/74名、実践38名 206千円。
	船橋環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展や体験実演、発表会等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。(H25年度) 約4,500人、478千円。
	三番瀬生き物調査	貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。(H25年度)37名 55千円
	環境新聞「エコふなばし」の配布	地域から地球的規模での環境問題を取り上げ、市民等における環境保全活動の促進を目的に、年1回各戸配布した。 予算額:970千円

市町村名	名 称	内 容
館 山 市	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、表彰及び市内公共施設、商業施設に展示。(応募点数 128 点)
	春のごみゼロ週間	5月～6月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を行う。(町内会等 129 団体)
	ごみの分別と出し方のマナーに関する出前講座	町内会や清掃事務所などを対象に、ごみの分別方法について理解を深め、実践していただくことを目的とした出前講座を行った。<H25 年度実績>開催回数 5 回 参加者数 128 人
	鏡ヶ浦クリーン作戦	市民、企業、団体に呼び掛け、鏡ヶ浦(館山湾)を中心とした海岸清掃を行う。春と夏、その他海岸の状況により実施する。(参加人数 春:1,000 人 夏:1,000 人)
木 更 津 市	秋のごみゼロ週間	10月～11月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を行う。(町内会等 124 団体)
	リサイクルフェア	H25 年 11 月 10 日に生涯学習フェスティバルと共催でリサイクルフェアを開催。リサイクル促進ポスターコンクール、資源ごみ回収、堆肥の配布、ごみ減量・リサイクル啓発パンフレット配布、ゲーム等を実施。
松 戸 市	環境学習会	ごみの減量化及び適切な分別を図るため、市民からの要望に応じて環境学習会を実施
	(公財) 松戸みどりと花の基金野鳥観察会	野鳥と自然との関わりを深く認識してもらうことを目的として、市内及び近郊で 9 月～2 月に年 5 回実施。(平成 25 年度 予算 105 千円、参加 108 人)
	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。(H25 年度 214 名参加)
	水環境学習	市内小中学校・団体の依頼により実施 (H25 年度 1 回実施 延べ 100 名参加)
茂 原 市	環境学習講座	①地球温暖化問題等についての出前講座 小・中学校対象 実施なし、一般団体対象 2 回実施 (H25 年度) ②ごみ減量・分別についての出前講座 小・中学校対象 8 回実施、一般団体対象 2 回実施 (H25 年度)
	夏休み体験学習	H25 年 8 月 20 日、22 日実施。手作りのソーラークッカー作りに挑戦し、その中で地球温暖化についての学習も行った。参加人数:小学 3～6 年生 36 名、スト温長生 2 名 予算額:0 円
成 田 市	長南フェスティバル・環境広場	台風被害のため、中止
	環境講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。 H25 年度 講師「山本コウタロー氏」テーマ「ぼくのエコロジーライフ」参加人数:187 人
	屋形船による印旛沼自然観察会	屋形船による印旛沼自然観察会/屋形船に乗船し、印旛沼に直接触れて楽しむことにより、沼の実態を市民に知ってもらおう。H25 年度 (2 回開催) 参加人数:77 人
佐 倉 市	リサイクル教室・フリーマーケット	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室・フリーマーケット等を開催する。H25 年度 (9 回開催) 参加人数:834 人
	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。(H25 年度 1 回実施 18 名参加)
旭 市	印旛沼公開講座	(公財) 印旛沼環境基金との共催による印旛沼に関する環境学習講座。(H25 年度 6 回開催 延べ 299 名参加)
	まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクルへ身近なことから始めよう」	市民 (10 人以上で構成された団体、グループ等) からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。
習 志 野 市	環境フェア	市民に環境問題について考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業と協働で毎年 6 月に開催。
	環境教育の実践	市内小学校 4 年生を対象にクリーンセンター、リサイクルプラザ、谷津干潟自然観察センター等の見学を通して環境教育の実践を行っている。H25 年度 16 校参加 参加者数 1,525 人
	リサイクル体験教室	ごみの減量及びリサイクル促進のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル体験教室を開催。 H25 年度 23 回開催 参加人数 279 人
	谷津干潟の日	国指定鳥獣保護区である谷津干潟が H5 年 6 月 10 日にラムサール条約登録湿地に認定され、H9 に市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6 月 10 日を「谷津干潟の日」とし、H11 年に習志野市環境基本条例にて規定。毎年 6 月に市民によるゴミ・アオサ回収や講演会などのイベントを開催。H25 年度はラムサール条約登録 20 周年にあたり 6・8・10 月と事業を拡大して行い、計 17,635 人が参加。
柏 市	柏市リサイクルプラザ市民啓発事業	柏市リサイクルプラザリボン館において、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
	手賀沼流域フォーラム	「手賀沼にいのちのぎわいを」をテーマに講演会などを実施。
	手賀沼船上見学	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。 参加者 30 名 柏市環境ステーションへ委託。
	パネル展示	H25 年 6 月 11 日 (月) から 17 日 (月) まで「地球温暖化防止への取り組みと生物多様性の保全」をテーマにそごう連絡通路にてパネルを展示。
	柏の水辺めぐり	手賀沼や流域河川の浄化のため手賀沼船上見学や浄化施設の見学を実施。
	柏環境フェスタ 2013	「エコモードコレクション」をテーマにエコファッションショーや節電ビンゴなどを実施。
勝 浦 市	環境学習会	市内の自然環境及び生物多様性についてをテーマに、学習会を開催した。
市 原 市	市原市環境学習基本方針	H20 年 2 月策定。環境学習の推進に向けて「環境を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動できる人づくり」を目指す。
	エコフェアいちはら	環境の月の主行事として H25 年 6 月 15 日に開催。各種団体による環境保全活動の展示・実演、フリーマーケット等を実施。来場者数約 6,000 人。
	自然観察会	親子で楽しむ昆虫教室 (52)、水辺の観察会 (20)、野鳥観察 (30)、いちはら自然教室 (22) を実施。 ※ () 内参加者数
	環境保全推進絵手紙展	環境をテーマにした絵手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。 H25 年度応募総数 2,933 通。
	市原市こども環境フォーラム	H25 年 10 月 28 日開催。環境保全活動発表、チーバくと「ストップ・温暖化・たいそう」、意見交換会を実施。参加団体数 2 小学校、1 団体。
	エコラボ イチハラ Eco・Lab・Ichihara	体験型の環境学習。H25 年度は「牛乳パックでリサイクル 紙すきで年賀状作り」に 3 組 12 名が参加した。
流 山 市	市民環境講座	市民環境講座:4 回実施。参加人数 439 名 市民出前講座:3 回実施。参加人数 116 名 予算額 90 万円

市町村名	名 称	内 容
八 千 代 市	子ども環境教室	小学校4・5・6年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を行った。 参加者 46名 (H25年10月5日実施)
	昆虫展 in 八千代	水辺の自然環境調査(H14年3月)時に採取した昆虫標本や世界の昆虫の展示。(H25年7月20日～9月1日実施) 来場者 6044名、期間中に学習会を開催した。(7月24日開催) 参加者 22名。
	里山楽校	H25年10月12日開校。全7回、受講者12名。島田谷津近くの里山において、チェンソーの安全講習や竹林整備に必要な技術や知識などを学んだ。
	やちよ里山シンポジウム2013	H25年11月2日開催。98名参加。里山活動に関する講演会を開催し、保全活動と生物多様性について学び考えた。
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校5年生を対象に実施している。 (H25年度は377人が参加。)
	夏休みの環境学習	夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。(H25年度は5回実施、参加者90人。)
鴨 川 市	学校花壇コンクール	小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施
	施設見学会	市内小学生のごみ処理施設、し尿処理施設の見学会。
鎌 ヶ 谷 市	こども環境講座	小学生を対象とした環境保全啓発事業として実施。H25年度は3回実施、参加人数延べ38人。
	市民環境講座	成人を対象とした環境保全啓発事業として実施。H25年度は4回実施、参加人数延べ138人。
	講師派遣事業	市職員を講師とした環境学習会「家庭でできる水質浄化」をH26年6月19日実施。参加人数 24人
	第1回かまがやエコサロン	幅広い世代の環境保全への関心を高めるため、市民撮影による市内の自然に関する写真の展示、こども向け環境講座、講演会等を実施。参加人数は講演会27人、こども向け講座延べ159人。来場者は約700人。
	環境フェア	環境保全意識向上を図るため、環境保全団体等によるパネル展示及び活動報告、緑のカーテンコンテスト表彰式、パネルディスカッション、映画上映等を実施。H25年度は参加人数約320人。
君 津 市	環境フェア	リサイクル推進ポスター展、環境啓発に関するブース、使用済み小型家電の回収
	消費生活展	リサイクル推進ポスター展、小型家電リサイクル、可燃ごみの組成分析結果
	エコスクール認定事業	H18年4月から実施 本制度は、市内の小・中学校でISO14001に準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画・行動・点検・見直しの仕組みが構築され、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励。
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会
浦 安 市	環境フェア	市民に環境問題を身近なものに感じていただくための啓発を目的とし、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。
	環境ポスター展	市内小・中学生を対象に、環境全般に関するポスターの募集及び展示をする。
	環境学習	市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくための環境学習関連講座を行う。(環境学習、自然体験講座など)
	環境学習基本方針	H22年3月策定。家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方や方向性を示すことを目的とする。
袖 ヶ 浦 市	環境学習講座	年4回 環境に関するテーマについて 参加者毎回約30人
	自然散策会	年2回 袖ヶ浦市内 参加者毎回約30人
	第2回袖ヶ浦市環境フェスタ	主催：袖ヶ浦市環境イベント協議会、開催日：H25年6月9日(日)、開催場所：袖ヶ浦市市民会館 参加団体：18団体、入場者数：400人、実施内容：参加団体の活動紹介をはじめ、資源回収、スタンプラリー、体験コーナーなど。
印 西 市	いんざい自然探訪	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。 H25年度：3回開催、57名参加。
	環境フェスタ	環境月間に合わせイベントを開催し、環境団体や企業がブースを設け、ごみ減量や環境保全に関する啓発を行う。10団体53名参加。
白 井 市	環境学習講座(緑のカーテン講座他)	市民の環境保全意識の高揚及び環境学習の充実を図ることを目的に、自然環境の保全など環境に関するテーマを定め学習する講座を開催する。H24参加人数:135人
	しろいエコノート(しろい環境ノート)	環境学習の一環として、しろい環境ノートを作成し、小学校5年生に配布。
	小学生と環境団体との協働学習	水質浄化学習としてEM団子を作成し、金山落及び富士水路に投入。水質浄化経過を観察する。
	第12回環境フォーラム	H26年3月1日開催テーマ：「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」内容：事例発表、パネルディスカッション。H25参加人数:174人、H26予算額:204千円
富 里 市	ごみ処理・リサイクル施設見学会	・ごみの処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することにより、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
	クリーンセンター見学会	市クリーンセンターの施設を見学する。(随時実施)
	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象に環境美化に関するポスターの募集と展示を行う。
南 房 総 市	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学4～6年生を対象に環境学習を通じてリサイクルの知識の習得を図る。
	市民環境学習会	一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について市民が参加しやすい休日を利用し、学習会を実施。 (H25年度 H26.2.1開催、参加者23名)
	学校環境学習会	小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。 (H25年度 5校、参加者223名)
	環境ポスターコンテスト	市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に啓発・推進を行う。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (H25年度 応募数677点)
	環境標語コンテスト	中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に推進・啓発を行う。入賞作品は市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。(H25年度応募数524点)

市町村名	名 称	内 容
香 取 市	香取市環境フォーラム 2013	H25年6月30日(日) テーマ：ストップ温暖化 未来のために エコライフ 内容：基調講演・活動報告 参加人数：67人 同時開催イベント：環境川柳・環境パネル展
い す み 市	環境学習会	市民を対象に環境への認識をより深めていただくための環境学習会やボランティア活動等を実施する。
栄 町	ごみの分別講習会	住民の方に家庭ごみを適正に分別して頂くために町内会・自治会・イベント等に出向きごみの分別講習会を実施。町内会等 5箇所 約250人、イベント 2箇所 約500人

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、予算の範囲内で直接経費の90%(限度額15万円)を補助する。
	低公害車導入補助事業	H4年4月1日から実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。
銚 子 市	環境保全活動費補助	市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。(H20年3月3日制定)
	地域環境保全活動支援	産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。(H12年10月制定)
市 川 市	環境活動推進連絡会	環境活動団体間の情報交換・情報提供を目的としたネットワークで、H12年5月に発足した。 <H25年度末実績> 登録数 34団体
	環境活動団体支援事業	市川市内の環境活動団体の自発的な環境活動を推進するため、登録団体に対して活動の支援を行う事業。各団体に対し、活動の紹介や援助、講師の派遣、教材・機材の貸出等を行っている。 <平成25年度末> 登録団体数 36団体
	雨水貯留浸透施設設置助成事業	地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設(雨桶取付型、浄化槽転用型)、雨水浸透施設(浸透樹、トレンチ)を設置する市民に助成を行っている。 <H25年度実績> 助成件数 貯留施設 14件 浸透施設 1件
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し補助を行うもので、一基あたりの補助金額は756千円を限度としている。 <H25年度実績> 補助設置基數 9基
館 山 市	河川浄化活動補助金	住民の環境浄化への意識の高揚ときれいな海を取り戻すことを目的とする。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全事業	市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。
松 戸 市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円 (H25年度 64町会 32,420世帯)
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上(助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする) 補助金額600千円 (H25年度11団体)
茂 原 市	容器包装廃棄物等回収報償金事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及びPTAが行う資源ごみ回収事業に対し、報償金を交付。
成 田 市	地域環境啓発事業助成金	なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。
	じんかい集積所設置費補助金	じんかい集積所等の設置を奨励するため、集積所の新設・改造、移動集積カゴの設置に対し、区・自治会等に補助金を交付する。
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する地区への助成を行う。
柏 市	柏市市民公益活動補助制度	市内に事務所があり、主として市内で市民公益活動を行う設立5年未満の市民公益活動団体が自主的・自発的な活動を行うための財政的支援の手段として補助金を交付。 ・柏市民公益活動育成補助金(たまご補助金):活動事業費の9/10の補助割合で上限20万円
勝 浦 市	環境ポスター・標語の表彰	市内小中学校の児童生徒(ポスター・標語)や市民等(標語)から作品を募集し、優れた作品を表彰、紹介することにより、広く環境保全の意識高揚を図る。
市 原 市	市原市水辺美化活動事業補助金	市内の河川敷等において、美化活動を行う団体に対し、その経費の一部を交付する。H16年4月1日施行。H25年度で事業終了。
	3R推進月間ポスター表彰	3R推進月間(10月)にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を贈呈する。
我 孫 子 市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金	市内に所有する家屋等(建築物)の敷地に、150リットル以上の雨水貯留タンク(雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設。)を設置しようとする者に補助。補助額:1基30,000円(2基以上50,000円)を限度。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
	ごみ集積施設整備事業補助金	地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。(1施設につき購入費の1/2の額。上限25,000円)
鎌 ヶ 谷 市	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体への支援	H17年9月30日制定。市の推進団体としての登録を行った市内の道路等の清掃活動等を行っている団体へ清掃用具等を貸与している。
	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体表彰	H17年9月30日制定。市内の道路等の清掃活動等を行っている団体及び個人に対し、実績(未成年団体は1年、成人団体及び個人は3年)に応じて表彰し、快適なまちづくりを推進する。

市町村名	名 称	内 容
富 津 市	環境美化事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。
浦 安 市	三番瀬を保全する市民の活動への支援	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者：個人・団体 10 名以内
	小規模雨水利用設備設置補助事業	雨水の有効利用を推進するため、自らが居住する住宅に小規模雨水利用設備を購入し、設置した市民に対し補助金を交付する。
富 里 市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の 1/3 の額 上限 18,000 円/1カ所
南 房 総 市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1 施設につき事業に要する経費の 1/2 以内とし、25,000 円を限度。
	環境美化活動推進事業の補助	H22 年 7 月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。 区域の世帯数に 200 円を乗じ、行政区に対しては上限 50,000 円、地区に対しては上限 500,000 円とする。
香 取 市	香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金	市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。 対象団体：香取市民環境ネットワーク 補助金額：1/2 最大 100,000 円
	香取市黒部川地域環境保全協働事業補助金	黒部川地域の豊かな自然環境を保全し、ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。 対象団体：黒部川をふるさとの川にする会 補助金額：1,000,000 円
山 武 市	不法投棄防止活動団体支援事業	環境活動に要する経費、パトロール車の維持に要する経費などに対し補助金を交付する。(1/2 以内。20 万円を限度)
い す み 市	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。(旧岬町)
栄 町	ごみ集積所設置助成金	地域で設置するごみ集積所の設置、改築又は修繕に要する費用の一部を助成することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。1 集積所の費用の 1/2 の額 上限 4 万円
東 庄 町	不法投棄廃棄物処理費補助金	地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。
	環境衛生改善施設費補助金	地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。補助金額は、整備に係る資材費の全額。(上限、新築 30 万円・増改築 20 万円)
白 子 町	環境美化活動推進事業助成金	町内の環境美化及び水質保全活動を実施している団体に対し助成金を交付。
長 柄 町	不燃物等収集ステーション整備事業補助金	S51 年 1 月 11 日告示 町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の 2/3 以内で予算の範囲内
長 南 町	不法投棄の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。(営利を目的とするものを除く。) 有価物回収重量 3 円/kg
鋸 南 町	鋸南町ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1 施設につき事業に要する経費の 1/2 以内とし、25,000 円を限度。

ソ 環境白書作成状況

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境白書	
市 川 市	市川市環境白書	「市川市環境基本条例」に基づき、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を盛り込み作成。 H25 年度は 140 部作成。
船 橋 市	環境白書(船橋市の環境)	
松 戸 市	環境の現状と対策	H25 年版 環境の現状と対策
成 田 市	成田市の環境(環境白書)	
佐 倉 市	佐倉市環境白書	
習 志 野 市	データで見る習志野市の環境 習志野市環境白書	毎年作成
柏 市	柏市環境白書	毎年作成
勝 浦 市	勝浦市環境白書	
市 原 市	いちはらの環境	S47 年 12 月、市原市初めての環境白書が発行された。毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境(環境白書)」を発行している。
流 山 市	流山市環境白書	流山市環境基本条例第 7 条に基づき、毎年度環境保全施策の実施状況を公表。

市町村名	名 称	内 容
八 千 代 市	八千代市の環境	H25年版をH26年2月発行
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境の概況	環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。H25年3月発行。
君 津 市	きみつの環境	前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦の環境	毎年作成
八 街 市	八街市環境白書	八街市環境行政に係わる、統計等を記載
印 西 市	印西市環境白書	毎年作成
白 井 市	白井市環境白書	
富 里 市	とみさとの環境（環境基本計画年次報告書）	富里市環境基本計画に沿った、市の現状と個別目標に対する進捗状況。
香 取 市	香取市環境基本計画年次報告書 香取市環境対策実施報告書 香取市地球温暖化対策実行計画年次報告書	香取市環境基本計画・香取市地球温暖化対策実行計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果

タ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	H11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
銚 子 市	環境監視員の設置	廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のため警察官OBを採用し、監視強化を図る。
	不法投棄監視カメラの設置	移動可能な不法投棄監視カメラを3台リースし、不法投棄が多発又はそのおそれがある場所に効果的に設置する。
	オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画	H26年3月策定。外来生物法の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクとアレチウリ防除計画を策定し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を計画的に行い、市内全域からの根絶を目標とした。
市 川 市	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。H25年度は19分類265品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は99.0%で、概ね目標を達成した。
	環境マネジメントシステムの取組	環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、H13年10月から環境マネジメントシステムによる取組を実施している。（14年3月から23年2月はISO14001の認証を登録。対象施設は24年度までは本庁等20施設、25年度から全施設に拡大。）
	屋上等緑化助成事業	都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。＜H25年度実績なし＞ 補助件数 0件 緑化面積 0㎡
船 橋 市	清掃工場におけるISO14001の取組	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとしてISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス	ごみ減量施設見学バス（リサちゃん号）の運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。
	不法投棄対策事業	市職員による不法投棄等の監視、パトロールを行なうとともに郵便局・NTT東日本・東京電力・京葉ガス・京葉地区タクシー運営協議会と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
館 山 市	不法投棄監視員制度	市内各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。
木 更 津 市	不法投棄監視員	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。
野 田 市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
	剪定枝等堆肥化事業	H12年3月31日から廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業
成 田 市	駅前クリーン運動	毎月21日、商工会議所、各事業所、市職員により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。H25年度11回実施、参加人数：1,837人
	緑化推進事業	年2回、自治会等へ花の苗を配布し、緑地に植栽、管理してもらう。
東 金 市	あしたの森育成事業	人と共生する自然である雑木林を未来の子供達に残そうという趣旨で、市民・企業と協働してH15年3月に植樹を行った。その後は草刈りや散策の整備などを続けている。
旭 市	不法投棄監視員の設置	市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。「旭市不法投棄監視員設置要綱」H18年4月1日制定。
柏 市	かしわ環境ステーションの運営	H17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。
	柏市環境管理システム（KEMS）の運用	H20年4月から市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム（KEMS：Kashiwa Environmental Management System）を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。
勝 浦 市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を市内各地区に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。
	一日清掃	市内各地区で年6回行なわれる清掃活動を助成

市町村名	名 称	内 容
市 原 市	不法投棄専任監視員の設置	H8 年度から設置。現在 2 名。廃棄物・残土の不法投棄監視や不法投棄行為者の指導、警察関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視委員制度	H 元年から開始。市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全することを目的とし、不法投棄の未然防止・早期発見に資するため設置。
	不法投棄監視カメラの設置	H12 年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	環境美化推進員の設置	H9 年度から設置。環境美化重点区域である JR3 駅周辺に各 2 名。各区域において、ポイ捨て行為防止の啓発、ポイ捨て状況の調査、美化活動を行っている。
	ペリカン号による JR3 駅及び主要道路のポイ捨てごみの清掃	H8 年度から実施。「ペリカン号（軽貨物自動車）」により、環境美化重点区域である JR3 駅周辺及び主要道路において、ポイ捨て行為防止を啓発しながら、ポイ捨てごみの清掃を行っている。
	市原市まち美化サポートプログラムの推進	H17 年度から実施。市と市民の協働による環境美化を推進するため、双方で合意書を締結し、市民又は市民を含むボランティア団体は、年 4 回以上のポイ捨てごみ等の清掃活動を継続的に行い、市は清掃用具の支給又は貸与や集積したごみの回収を行っている。
	ポイ捨て防止キャンペーン	H9 年度から実施。現在は環境美化重点区域である JR3 駅で、年 2 回、職員および環境美化推進員、事業者等が啓発物資を配布してポイ捨て防止を呼びかけている。
流 山 市	エコアクション 21	H21 年 3 月 31 日にエコアクション 21 を認証取得。
	路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン	路上喫煙及びポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。延べ 16 日間。H26 年 4 月から犬フン及び犬尿の放置防止のためにイエローカード事業を行っている。
	まちをきれいにする志隊事業	「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、市民ボランティアによる「まちをきれいにする志隊」を H24 年 9 月に発足し、清掃活動などにより地域の環境保全に努めている。
八 千 代 市	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置規定（H4 年 10 月 1 日制定）
我 孫 子 市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
	路上喫煙防止対策事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 H17 年 4 月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止、同年 7 月から警察 OB などからなる環境安全指導員が駅周辺を中心に違反者に対し口頭指導や過料徴収を行っている。駅周辺にポイ捨てされるタバコの吸殻は条例施行前と比較して約 1/4 になった。
鴨 川 市	不法投棄監視員制度	廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。
	ごみゼロ運動	市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。
鎌 ヶ 谷 市	環境美化運動	毎年、関東甲信越静の 1 都 10 県で「ごみゼロデー」と定める 5 月 30 日に一番近い日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
	生活排水対策啓発用リーフレット作成	鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画に基づき各水系ごとの散策マップや水質状況を記載したリーフレットを作成し、水辺環境に関する意識の高揚と関心をもってもらうため作成。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物の不法投棄及び土砂等による埋立ての現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員設置要綱 H2 年 10 月 1 日制定
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や土砂等による埋立ての現状の把握、特定建設作業の届出の確認、野焼きの指導など、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市環境監視員設置要綱 H15 年 4 月 1 日制定
	君津市散乱ごみ一掃クリーン作戦	市内全域にて市民総参加によるごみ一掃クリーン作戦を 5 月に実施
富 津 市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
	環境監視指導員の設置	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。
浦 安 市	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。
	E S C O 事業	市の率先行動として、総合体育館への E S C O 事業を実施。
四 街 道 市	不法投棄監視員制度	市内における土砂等の不法投棄等を未然防止・早期発見のため、監視員による監視活動を実施し、快適な生活環境を保全に資する。
八 街 市	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
印 西 市	クリーン印西推進運動	月 1 回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員による夜間パトロール、不法投棄監視員による監視活動、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。
白 井 市	ポイ捨て防止キャンペーン	ポイ捨て防止キャンペーンとして街頭啓発を行う。
	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	生活環境指導員	市内各地域における廃棄物の排出指導及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。
富 里 市	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度を H14 年 4 月 1 日に導入。
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20 歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。H3 年から実施。
南 房 総 市	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
	海岸清掃	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。
匝 瑛 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑛市不法投棄監視員規則」（H18 年 4 月 24 日）
	空き地の草刈指導	匝瑛市まちをきれいにする条例に基づき、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。

市町村名	名 称	内 容
香 取 市	不法投棄監視員の設置	30名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」(H18年3月27日)
	ペットボトルキャップ回収運動	市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通じ、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。
山 武 市	環境監視員設置事業	廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。
酒 々 井 町	不法投棄監視員の設置	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄 町	空地の繁茂対策事業	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂する空き地の所有者等に対し適正に管理を行うよう指導を行った。
東 庄 町	不法投棄監視員設置	不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。
芝 山 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
横 芝 光 町	町内一日清掃	行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。
	空地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。
睦 沢 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
長 生 村	不法投棄監視員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。長生村不法投棄監視員制度設置要綱 H3年11月1日制定
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりを目指し、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 長生村環境美化推進員設置要綱 H10年3月16日制定
白 子 町	美しいまちづくり推進事業	白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。
長 柄 町	不法投棄監視員等設置	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。
長 南 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
御 宿 町	古紙回収	町全戸対象の古紙回収(週1回)、町協力団体による古紙の回収。(月1回)